第３章　施策の基本方針と展開

基本方針	基本目標	具体的方策
健康で、互いのつながりを大切に支え合う「健康福祉都市」		
健　康	１　住み慣れた地域で自分らしく健やかに生活するために	① 差別の解消及び権利擁護の推進 ② 地域生活支援の充実
つながり	２　社会とのつながりの中で自立した生活を送れるために	① 早期療育、教育環境の充実 ② 雇用の促進と就労支援の充実 ③ スポーツ・文化芸術活動の振興
支え合い	３　共に支え合い助け合う地域づくりのために	① 生活環境の整備 ② 情報・コミュニケーションの支援 ③ 安全・安心まちづくりの推進 ④ 行政サービス等における配慮

１　住み慣れた地域で健やかに生活するために

障害のある人やその家族が、住み慣れた地域でいきいきと安心して生活が送れるよう、各種福祉サービスの基盤の整備・充実を図るとともに、障害に対する正しい理解と知識を広め、障害を理由とする差別の解消、権利擁護のための取組みを推進します。

１－１　差別の解消及び権利擁護の推進

【現状と課題】

障害者差別解消法や障害虐待防止法に基づき、差別の解消、虐待の防止及び成年後見制度の利用促進などの取組を進めることが重要です。

「障害福祉に関するアンケート調査」結果では、障害があることで差別や嫌な思いをすることがある（「少しある」を含む。）との回答が 41.9%ととなっており、障害を理由とする差別の解消や市民の障害や障害のある人に対する理解がより一層進むよう、広報・啓発活動の取組が必要です。

【施策の方向性】

障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消に取り組みます。障害のある人及びその家族等からの障害を理由とする差別に関する相談に応じ、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができる体制の整備を図ります。障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止、障害のある人の権利擁護のための取組を行います。

○大館市の「障害福祉に関するアンケート調査」結果でみると、以下のような状況です。

① 差別等を受けた経験（再掲）

障害があることで差別や嫌な思いをすることがあるかについては、「ない」が 51.8%、「少しある」が 25.3%、「ある」が 16.6%となっています。

障害種別では、知的・精神障がいのある方の方が身体障害のある方に比べ嫌な思いをしたことがある方の割合が高くなっています。

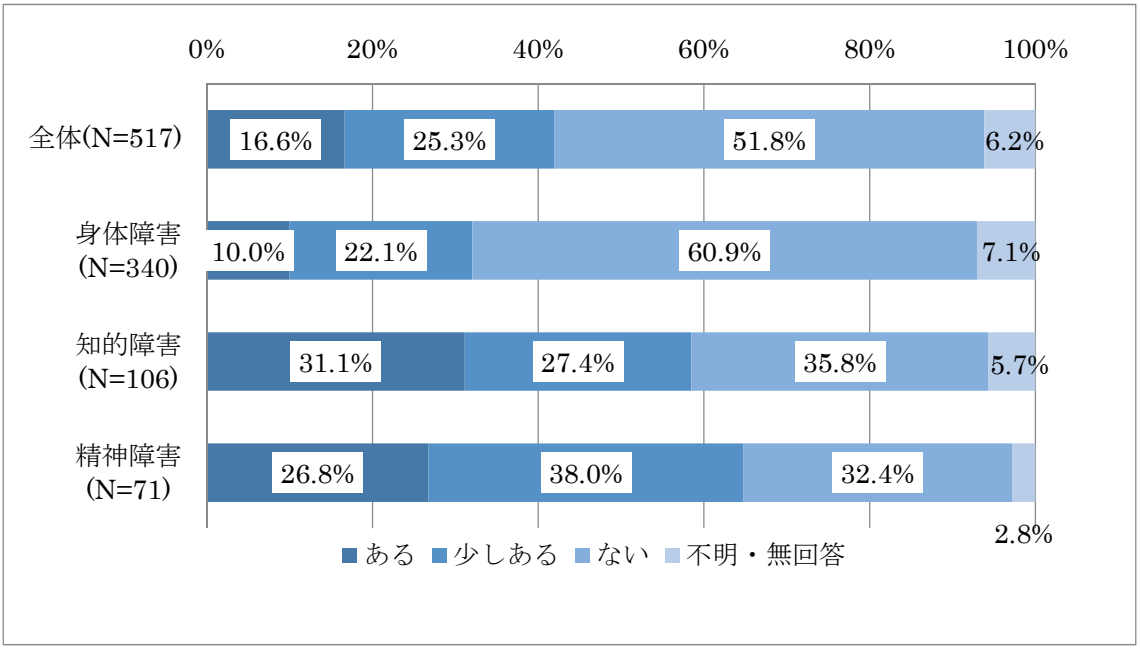

② 差別等を受けた場面（再掲）

障害があることで差別や嫌な思いをしたことがある方でどのような場所で差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、「外出先」が 17.0%と最も高く、「学校・仕事場」11.6%、「住んでいる地域」が 9.1%と続いています。

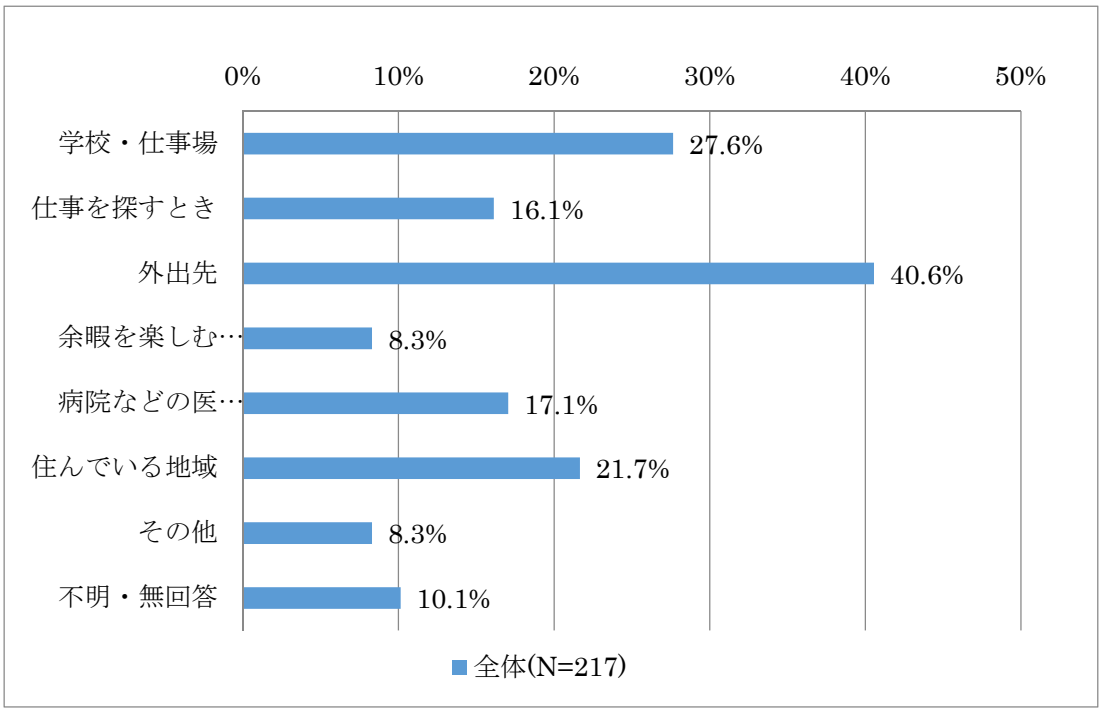

③　成年後見制度の活用について（再掲）

成年後見制度を活用したいかについて、「分からない」が最も高く 43.9%で「将来、必要になったら活用したい」が 24.5%「活用したいと思わない」が 21.7%「すでに活用している」が 1.4%となっています。障害種別では、いずれも「分からない」が高くなっています。知的障害のある方、精神障害のある方は「将来、必要になったら活用したい」が他の障害のある方と比較して、高くなっています。

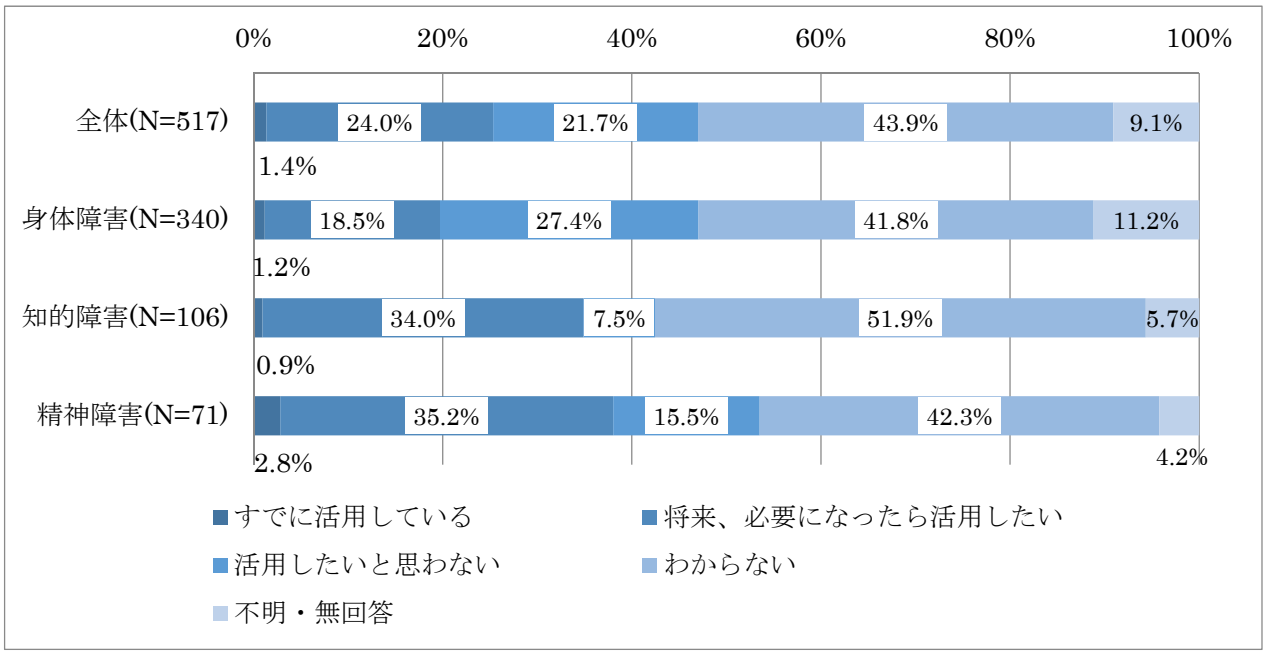

【主な施策】

（１）広報・啓発活動の推進

・「障害者週間」（12 月 3 日～9 日）、「知的障害者福祉月間」（9 月）、「精神保健福祉普及運動」（10 月）、「発達障害啓発週間」（4 月 2 日～8 日）など各種広報活動を通じて、市民の障害や障害のある人に対する正しい理解と知識の普及を図ります。

・市民の障害や障害のある人に対する理解がより一層進むよう、障害のある方への接し方や、必要とされる支援などを分かりやすくまとめた冊子（障がいを理解するためのガイドブック）を教育機関、一般企業等、各関係機関へ配布し、障害に関する理解の促進を図ります。

（２）虐待の防止及び早期発見・早期対応の推進

・障害のある人に対する虐待の防止、虐待を受けた人の相談や保護に対応する体制の充実を図ります。大館市障害者虐待防止センター、基幹相談支援センター、関係課・関係機関等との連携を図るとともに、市民への広報・啓発を進めます。

（３）成年後見制度の利用促進

・成年後見制度の普及を図るとともに、判断能力が十分でない障害のある人の権利・利益の保護のため、「後見・保佐・補助」の申立てに必要な費用と成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）への報酬の一部を助成して、成年後見制度の利用を支援します。

◇成年後見制度利用支援事業

（４）市役所における配慮及び障害者理解の促進等

・国の基本方針や国の行政機関等が作成する対応要領を参考にしながら、職員対応要領を策定し、職員が適切に対応できるよう、合理的配慮の具体的な好事例を示しながら、差別の解消を推進します。

１－２　地域生活支援の充実

【現状と課題】

福祉・教育・雇用・住まい・活動の場所等、多種多様な相談に対応できる基幹相談支援センターを平成 26 年４月から開設しています。障害のある人やその家族等から寄せられる相談件数は平成 26 年度は 1,326 件、平成 27 年度は 2,257 件と年々増加しており、相談支援体制・情報提供の充実が必要です。

介助者の高齢化、障がいの重度化、重複化などを背景に障害福祉施策へのニーズも増大、多様化、複雑化をしています。個々の障害の特性、ニーズに応じた施策の展開が必要です。

【施策の方向性】

障害のある人が慣れ親しんだ地域でいきいきと生活ができるよう、障害の特性や生活実態等に応じて各種サービスの提供を図ります。

地域で暮らす障害のある人が身近な地域で、必要なサービスが受けられるよう、障害福祉計画に基づき、事業者と協力しながら障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量の確保とサービスの質の向上を図ります。

○大館市の「障害福祉に関するアンケート調査」結果でみると、以下のような状況です。

① 相談したいこと（再掲）

現在悩んでいることや相談したいことについて、「自分の健康や治療のこと」が 34.0%と最も多く、「生活費など経済的なこと」が 22.1%、「緊急時や災害時のこと」が 14.5%と続いています。

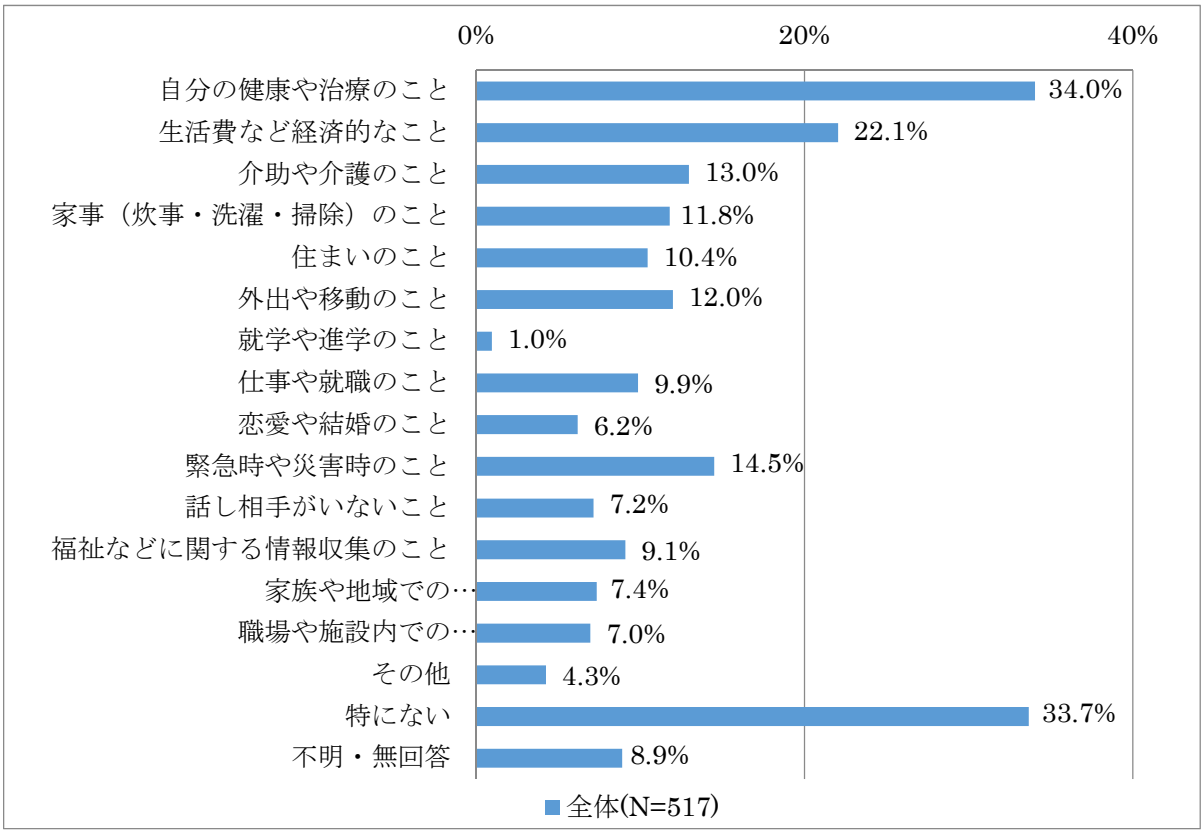

② 相談したい相手（再掲）

悩んでいることを相談する相手について、「家族・親戚」が 68.5%と最も多く、「友人・知人」が 21.1%、「福祉施設の職員」が 18.8%と続いています。

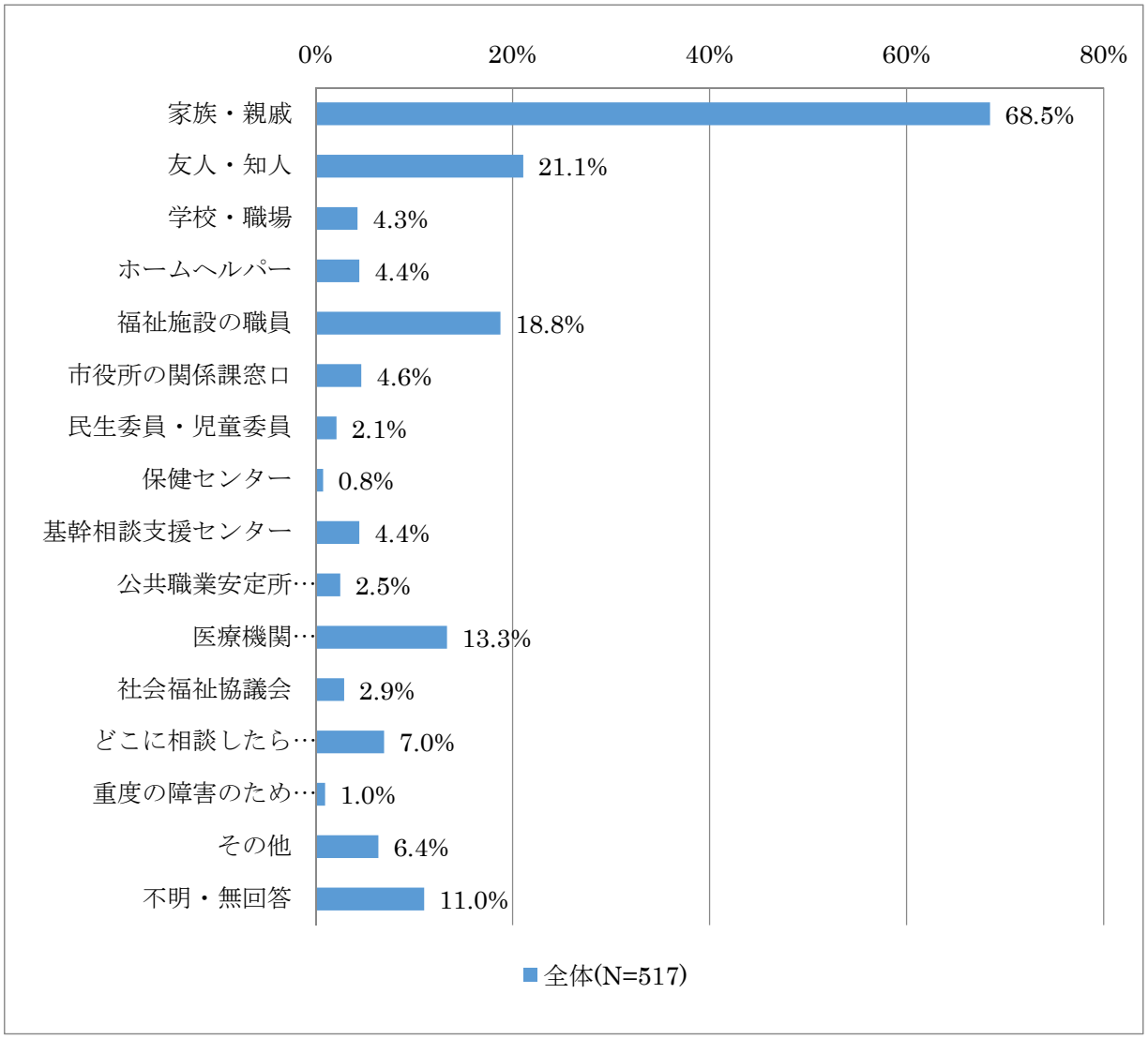

１　障害福祉サービス

（１）訪問系サービス

■訪問系サービスの種類と内容

サービス名	サービス内容
①居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
③同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
④行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
⑤重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■訪問系サービスの利用実績　（単位：人）

年度／種別	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
①居宅介護	37	41	37
②重度訪問介護	1	1	1
③同行援護	6	7	8
④行動援護利用者数	1	1	1
⑤重度障害者等包括支援利用者数	0	0	0

※上記の人数は、１か月当たりの利用者数です。

（２）日中活動系サービス

■日中活動系サービスの種類と内容

サービス名	サービス内容
①生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
②療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
③短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
④自立訓練（機能訓練）	身体障害者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
⑤自立訓練（生活訓練）	知的障害者・精神障害者を対象に、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
⑥宿泊型自立訓練	知的障害者及び精神障害者に対し、一定の期間、夜間の居住の場を提供して生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。
⑦就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑧就労継続支援 （Ａ型［雇用型］）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 Ａ型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。
⑨就労継続支援 （Ｂ型［非雇用型］）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 Ｂ型では企業等やＡ型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やＡ型利用に結びつかなかった人等を対象とします。

■日中活動系サービスの利用実績　（単位：人）

種別＼年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
①生活介護	274	282	279
②療養介護	15	16	16
③短期入所（ショートステイ）	22	23	23
④自立訓練（機能訓練）	2	4	4
⑤自立訓練（生活訓練）	25	13	11
⑥宿泊型自立訓練	9	14	10
⑦就労移行支援	20	17	14
⑧就労継続支援（Ａ型［雇用型］）	0	1	5
⑨就労継続支援（Ｂ型［非雇用型］）	120	135	162

※上記の人数は、１か月当たりの利用者数です。

（３）居住系サービス

■居住系サービスの種類と内容

サービス名	サービス内容
①共同生活援助（グループホーム）	就労、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者、精神障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う居住で、相談や日常生活上の援助を行います。
②施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

■居住系サービスの利用実績　（単位：人）

種別＼年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
①共同生活援助（グループホーム）	63	63	68
②施設入所支援	245	234	234

※上記の人数は、１か月当たりの利用者数です。

（４）相談支援事業

■相談支援事業の種類と内容

サービス名	サービス内容
①計画相談支援	障害福祉サービスの利用者に対して、本人に必要なサービス内容やサービス量を考慮し、利用計画を作成します。
②地域移行支援	障害者支援施設等の施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に、住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
③地域定着支援	在宅で生活する障害者に、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態においての相談・サポートを行います。

■相談支援（サービス等利用計画）の利用実績　（単位：人）

年度／種別	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
①計画相談支援	296	1,069	1,239
②地域移行支援	0	0	1
③地域定着支援	0	0	3

※上記の人数は、年間の利用者数です。

２　地域生活支援事業

（１）必須事業

■地域生活支援事業の種類と内容

サービス名	サービス内容
①理解促進研修・啓発事業	障害のある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民の方に障害のある方への理解を深めるための研修等の実施を図っていきます。
②相談支援事業	障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活への支援を図っていきます。
③成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し、また利用しようとする知的障害または精神障害のある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について支援を図っていきます。
④意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために手話通訳者等の派遣による支援を図っていきます。
⑤日常生活用具給付等事業	重度障害のある方等に対し、日常生活の便宜を図るための介護・訓練支援用具等を支給します。
⑥手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を図っていきます。
⑦移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方について、社会生活上必要な外出及び余暇活動等社会参加のための移動を支援します。
⑧地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、通所による創作活動、機能訓練または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

①理解促進研修・啓発事業の実績

年度 項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
①理解促進研修・啓発事業（有無）	無	無	有

②相談支援事業の実績

項目＼年度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
②相談支援事業	障害者相談支援事業（か所）	1	1	2
	基幹相談支援センター（有無）	無	有	有
	相談支援機能強化事業（有無）	無	有	有
	住宅入居等支援事業（有無）	有	有	有

③成年後見制度利用支援事業の実績

項目＼年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
③成年後見制度利用支援事業（年間利用者数）	1	1	1

④意思疎通支援事業の実績

項目＼年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
手話通訳者利用（年間件数）	47	27	106
要約筆記者利用（年間件数）	0	0	0

⑤日常生活用具給付等事業の実績　（単位：件）

用具＼年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
介護・訓練支援用具	2	1	4
自立支援生活支援用具	1	2	6
在宅療養等支援用具	4	5	2
情報・意思疎通支援用具	4	10	11
排泄管理支援用具	1,508	1,543	1,628
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	4	2	4

注）排泄管理支援用具は、継続的に給付するものであるため、1 人 1 か月分の給付を１件とし年間の累計を計上している。
※※上記の件数は、年間の実績数です。

⑥手話奉仕員養成研修事業の実績

項目＼年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
手話奉仕員養成講習修了者数（人／年）	14	14	9

⑦移動支援事業の実績

項目＼年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用者数（人／年）	3	4	2
利用時間（時間／年）	73	37	43

⑧地域活動支援センター事業の実績

項目＼年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施箇所（か所）	2	2	3
利用者数（人／月）	71	93	217

（２）任意事業

■地域生活支援事業の種類と内容

サービス名	サービス内容
①日中一時支援事業	障害者や障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息とすることで、介護者の負担を軽減し、障害者や障害児に対しては、日中における活動の場を確保します。
②訪問入浴事業	家庭での入浴が困難な障害者に対して、訪問入浴車を運行し、入浴サービスを実施します。
③更生訓練費	社会復帰の促進を図るため、特定のサービス利用者に対し、実習及び訓練に要する費用の一部を支給します。
④福祉ホーム事業	障害者に低額な料金で居室その他設備を提供するものです。
⑤社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等を行い、また手話や要約筆記者の養成事業を行うことで、障害者の社会参加の促進を図ります。 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、手話奉仕員養成研修事業、自動車運転免許・改造助成事業を行います。

①日中一時支援事業の実績

項目＼年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用者数（人／年）	247	257	373
利用回数（回／年）	1,731	2,237	3,477

※利用者数及び利用回数は延べ人数・回数

②訪問入浴事業の実績

項目＼年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用者数（人／年）	3	3	2

③更生訓練費の実績

項目＼年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用者数（人／年）	0	0	0

④福祉ホーム事業の実績

項目＼年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施箇所数（か所）	1	1	1
利用者数（人／年）	4	3	4

⑤社会参加促進事業の実績

事業名＼年度		平　成 25 年度	平　成 26 年度	平　成 27 年度
スポーツ・レクレーション教室開催等事業	ビームライフル教室（開催回数）	8	8	8
点字・声の広報等発行事業	点字広報（発行回数）	6	6	6
	声の広報（発行回数）	16	16	16
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成講座（開催回数）	25	21	25
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許取得助成事業（助成件数）	3	5	6
	自動車改造助成事業（助成件数）	0	0	1

３　児童福祉法に基づくサービス

（１）児童発達支援及び医療型児童発達支援

■児童発達支援と医療型児童発達支援の内容

サービス名	サービス内容
①児童発達支援センター（児童福祉施設）	身近な地域の障害児童支援専門施設（事業）として、通所利用の児童への支援だけでなく、地域の障害のある児童やその家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害のある児童に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応します。
②児童発達支援事業	日帰りで、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
③医療型児童発達支援事業	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある子どもに対し、日帰りで、治療を行うと共に、日常生活おける基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

①児童発達支援事業の実績

年度／項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用人数　（人／月）	23	22	17

（２）放課後等デイサービス

■放課後等デイサービスの内容

サービス名	サービス内容
①放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休業時において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所づくりを提供します。

①放課後等デイサービスの実績

年度／項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
サービス利用人数　（人／月）	30	32	36

（３）保育所等訪問支援

■保育所等訪問支援の内容

サービス名	サービス内容
①保育所等訪問支援	保育所等を利用中または、今後利用する予定の障害のある子どもが、障害のない子どもとの集団生活に適応できるようになるための支援を行います。

①保育所等訪問支援の実績

項目＼年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用者数　　（人／月）	5	5	9

（４）障害児相談支援

■障害児相談支援の内容

サービス名	サービス内容
①障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

①障害児相談支援の実績

項目＼年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用者数　　（人／月）	1	1	17

【主な施策】

（１）障害福祉サービスの実施

・障害者総合支援法の施行により、新たな支援区分の導入や相談支援の制度化、対象者に難病を追加するなど、障害種別に関わりなく共通の福祉サービスを共通の制度のもとでサービスが提供されています。３年ごとに策定している「大館市障害福祉計画」に基づき、必要なサービス量の確保とサービス提供を図ります。

◇介護給付・訓練等給付の支給

（２）地域生活支援事業の実施

・地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施することが好ましい事業として位置づけられています。障害のある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、相談支援や必要な情報の提供、手話通訳者及び要約筆記者等の派遣、日常生活用具の給付・

貸与、移動支援、地域活動支援センターなどの事業を、地域特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施していきます。「大館市障害福祉計画」により、必要なサービス量の確保とサービス提供を図ります。

◇意思疎通支援事業　◇日中一時支援事業　◇日常生活用具給付等事業　◇移動支援事業
◇地域活動支援センター事業　他

（３）補装具費の支給

・補装具等の福祉用具の給付については、利用者の生活の質の向上が図られるよう、障害の内容や程度に応じて、補聴器や義肢、車いす等の購入又は修理のための補装具費を支給します。

◇補装具費の支給

（４）税金の控除・減免・公共料金等の割引助成

・税の控除・減免（所得税・市県民税・自動車税・自動車取得税など）、ＪＲ・バス運賃、有料道路通行料金、航空運賃、携帯電話料金、タクシー運賃の割引、ＮＨＫ放送受信料等の免除など各種制度の周知と利用の促進を図ります。

（５）難聴児補聴器購入費の補助

・身体障害者手帳の交付対象とならないために、補装具費の支給対象外である軽・中度の難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成することにより、当該児童の言語の習得、教育等における健全な発達を支援します。

◇難聴児補聴器購入費補助金

（６）障害者相談支援事業の推進

・身体・知的・精神に障害のある人とその家族が、住み慣れた地域、家庭で安心して日々の生活が送れるよう、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、身近なところで相談や支援ができる体制の充実を図ります。

◇基幹相談支援センター等機能強化事業

（７）福祉手当等の支給

・障害者（児）本人又は障害児を養育している保護者等に対し、障害の程度や条件に応じて、手当を支給します。

◇特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当

（８）身体障害者・知的障害者相談員の設置

・障害のある人や家族が、それぞれの地域で相談できるよう、身近な相談窓口である地域の民生委員・児童委員や身体障害者相談員・知的障害者相談員に対して、研修や必要な情報を提供するとともに、活動を支援します。

障害福祉に関する総合相談窓口

（1）大館市基幹相談支援センター

　地域における相談支援の中核的な役割を担い、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行う障害者基幹相談支援センターを設置しています。

　障害者手帳の有無にかかわらず、障害のある方がお困りの相談を受け付けます。

相談者（ご本人・ご家族・関係者など）のお話をお聞きして、どのような援助が必要なのかを一緒に考えていく機関です。

こんな相談ありませんか？

大館市基幹相談支援センター

〒017-0845
大館市泉町 9 番 19 号
泉町地域ふくしセンター内
TEL　0186-57-8212
FAX　0186-57-8266

営業日　　月～金曜日
（祝祭日及び 12 月 29 日～1 月 3 日の年末年始を除く）
時間　　8:30～17:00
（緊急の場合は 24 時間連絡が可能です）

❀　4階建ての白と黄色のきれいな建物　❀

『障害があるといわれたけど、どう接したらよいか分からない』
『障害のある家族が退院して自宅に戻ってくるけど、どんな支援が受けられるの？』
『急に入院しなければならなくなったが、知的障害のある子を 1 人になってしまうので心配。どうすればいいの？』
どのような援助が必要なのか一緒」に考えていく機関です。相談は、電話やFAX、来所や家庭への訪問等、相談者のご都合に合わせて対応します。

・障害者虐待防止センター（24時間対応）
・障害者差別解消相談窓口

（2）大館市役所の窓口

福祉課（障害福祉係） 〒017-0897 大館市字三ノ丸 103 番地 4 大館市総合福祉センター内 TEL　0186-43-7052 FAX　0186-42-8532 開庁時間　8:30～17:15	・障害福祉に関する総合相談 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・障害福祉サービス、障害児通所支援 ・自立支援医療（更生・育成・精神通院）、補装具、日常生活用具の給付等 ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当 **・障害者虐待防止センター（24時間対応）** **・障害者差別解消相談窓口**
長寿課（高齢者福祉係、介護保険係） TEL　0186-43-7056、43-7055 **子ども課（児童相談係、子育て支援係）** TEL　0186-43-7054、43-7053	・高齢者福祉に関する総合相談 ・児童福祉に関する総合相談 ・特別児童扶養手当
保険課（年金係、国保係、医療給付係） 〒017-8555 大館市字中城 20 番地 大館市役所内 TEL　0186-43-7046 FAX　0186-49-1198	・福祉医療制度（マルフク） ・年金（障害基礎年金等）
健康課 **（健康企画係、成人健診係、母子保健係、健康づくり係）** 〒017-0897 大館市字三ノ丸 55 番地 大館市保健センター内 TEL　0186-42-9055 TEL　0186-42-9054 開庁時間　8:30～17:15	・乳幼児健診、療育支援、自殺予防、アルコール依存、ひきこもり対応等

（3）相談支援事業所

障害のあるかたや家族からの障害福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援等の必要な援助を行い、各種サービスの情報提供や関係機関との調整、サービス利用時の申請代行業務も行っています。必要に応じて、訪問します。

社会福祉法人　大館圏域ふくし会 **おおだて障害者相談支援センター** 〒017-0845 大館市泉町 9 番 19 号 泉町地域ふくしセンター内 TEL　0186-57-8212 FAX　0186-57-8266 営業日　月～金曜日 時間　8:30～17:00	**身体・知的・精神障害全般** （基幹相談支援センターに併設） 特定相談支援（計画相談） 障害児相談支援
社会福祉法人　花輪ふくし会 **地域生活支援拠点　おおだて** **プラットホーム　おおだて** 〒017-0046 大館市清水一丁目1番20号 TEL　0186-59-4110 FAX　0186-59-4656 営業日　月～金曜日 時間　8:30～17:30	**身体・知的・精神障害全般** （大館駅前のグループホーム内の事業所） 特定相談支援（計画相談） 地域相談支援（地域移行・地域定着）
医療法人　和成会 **指定特定相談支援事業所　友生** 〒017-082 大館市片山3丁目11-12 TEL　0186-43-6464 FAX　0186-43-6465 営業日　月～曜日 時間　8:30～17:00	**精神障害中心** （精神科病床を有する今井病院の事業所） 特定相談支援（計画相談） 地域相談支援（地域移行・地域定着）

（4）就労相談・支援機関

秋田県北障害者就業・生活支援センター 〒017-0845 大館市泉町 9 番 19 号 泉町地域ふくしセンター内 TEL　0186-57-8225 FAX　0186-57-8266 営業日　月～金曜日 （祝祭日及び 12 月 29 日～1 月 3 日の年末年始を除く） 時間　8:30～17:00	障害のある人たちが、身近な地域で安心して職業生活を送れるよう、ハローワーク・障害者職業センターなどの関係機関と協力して、就業及び生活上のサポートを総合的に行います。 ・就職までの道のりを一緒に考えます。 ・あなたの思いを周りに理解してもらえるようお手伝いします。 ・「就職したい」「働き続けたい」の応援団を増やします。
大館職業安定所（ハローワークおおだて） 〒017-0046 大館市清水１丁目 5-20 TEL　0186-42-2531 FAX　0186-49-4007 営業日　月～金曜日 （祝祭日及び 12 月 29 日～1 月 3 日の年末年始を除く） 時間　8:30～17:15 	・障害のある人の就職や採用に関する専門的な相談 ・求職登録により、具体的な就職活動の方法の相談や紹介により、就職のお世話から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを提供します。 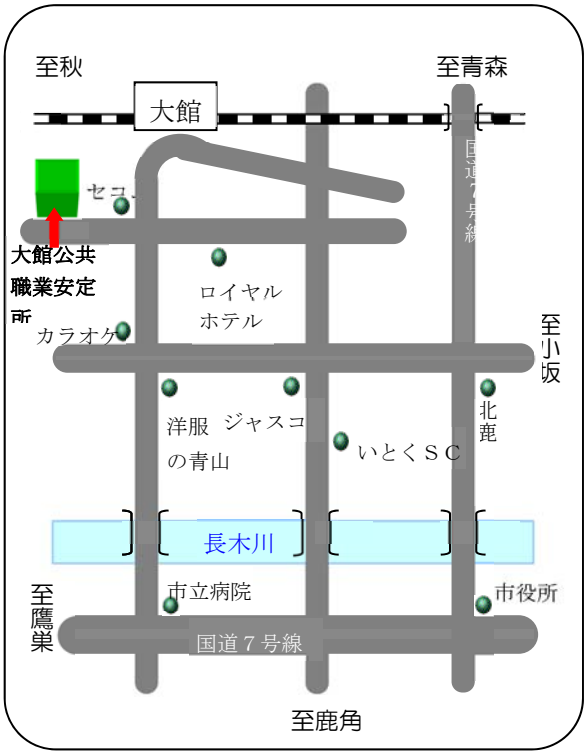

２　社会とのつながりの中で自立した生活を送れるために

教育と雇用・就業は、障害のある人の自立・社会参加のための重要な柱です。障害のある人がその適性と能力に応じて就労し、社会のあらゆる活動に参加して生きがいを持って生活できるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援、経済的自立を目指す就労支援等ライフステージに応じた多様なサービスの充実を図ります。

２－１早期療育、教育の充実

【現状と課題（就学前教育の充実）】

児童発達支援センターひまわりでは、現在、就学前の障害児へ日常生活に必要な指導・訓練を実施し、保護者へは毎月学習会を行っています。また、「ことばの相談室」を開設し、ことばの相談・訓練を実施しています。さらに、ひまわりと他の保育園等をあわせて利用している場合は、ひまわりの※1利用料を軽減しています。

市福祉事務所にある家庭児童相談室では、家庭相談員３名が、心身障害児の指導・訓練と早期療育や就学について相談（※2就学教育相談）に応じています。また、就学前児童の様々な問題に対応できるよう、要保護児童対策地域協議会「大館市子ども・家族支援ネットワーク」を設置し、各機関との連携を図っています。

【現状と課題（義務教育の充実）】

医師や学識経験者、教育・福祉関係機関などで構成される大館市教育支援委員会では、心身に障害がある児童生徒の障害の状態等の審査を実施するとともに、市教育委員会に対して適正かつ継続的な教育的支援が図られるよう助言を行っています。

桂城小学校、扇田小学校には、ことばの発達に遅れがある子ども、※3ＬＤ・※4ＡＤＨＤの子どもを対象にした小学校の通級指導教室を設置しています。また、第一中学校には、ＬＤ・ＡＤＨＤの生徒を対象にした中学校の通級指導教室も設置しています。

桂城小学校内の※5特別支援教育地域センター及び県立比内支援学校を中心として、障害のある子どもの教育相談を開催するとともに、学校を訪問して対象児のニーズに応じた指導内容・方法等のプランニング等の支援をしています。

「大館市子ども・家族支援ネットワーク」の特別支援等対応チームでは、就学児童の様々な課題の解決に関係機関と連携を図り必要な支援をしています。

▼「大館市子ども・家族支援ネットワーク」イメージ図

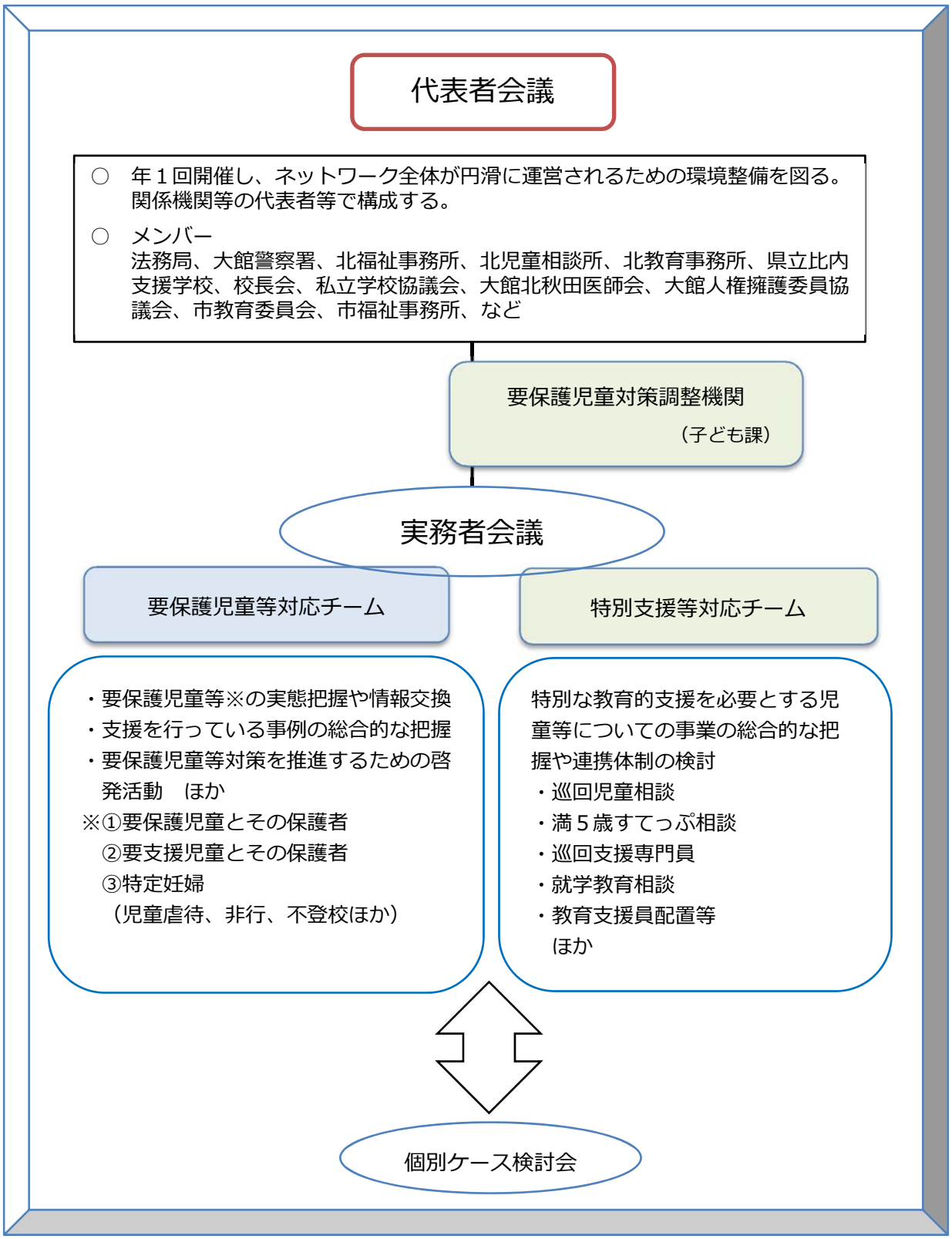

【施策の方向性】

障害のある子どもたちが、地域の中で様々な人たちと共に学び共に育っていけるように、乳幼児期から学校卒業後にわたり療育・教育の面から一貫した相談支援体制づくりが重要です。

乳幼児期からの一貫した適切な治療と指導、訓練をすることにより、障害の軽減や生活能力を向上させ、将来の社会参加と自立につなげていくことが必要です。

■学校別障害児の状況

市内の特別支援学校に在学している児童生徒は、平成 28 年 5 月 1 日現在で 82 です。

また、市内の小中学校の特別支援学級で授業を受けている児童・生徒は 100 人となっています。

①県立比内支援学校の児童生徒数　（平成 28 年 5 月 1 日現在）

小学部	中学部	高等部	計
19	22	41	82

※上記の児童生徒数は、市内に住所を有する人数です。　（資料：県立比内支援学校）

②小・中学校特別支援学級の状況　（平成 28 年 5 月 1 日現在）

学校別／障害種別	小学校		中学校		計	
	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
知的障害	36	14	16	7	52	21
自閉症・情緒障害	25	13	18	8	43	21
肢体不自由	1	1	1	1	2	2
聴覚障害	2	2	1	1	3	3
計	64	30	36	17	100	47

（資料：学校教育課）

【主な施策】

（１）早期療育と早期支援の推進

・就学前や就学後の保護者の不安に応えるため、医師や専門家による就学指導の充実を図るとともに、教育相談を一体化した就学指導体制の充実を図ります。

・満５歳すてっぷ相談により、満５歳児の集団検査を実施し、基本的生活習慣の確立・集団生活での適応に向けて、児童や保護者、保育園等へ必要な支援を行います。

・ひまわりと他の保育園等をあわせて利用している障害のある子どもの世帯への利用者負担の軽減を引き続き実施します。

（２）相談・支援体制の充実

・障害のある子どもたちの社会的自立及び参加を可能な限り実現させるため、就学教育相談の充実を図ります。
・巡回支援事業では、発達障害等に関する専門員が、保育園やこども園など集団検診等を行う場を巡回し、施設等の職員や親に対し、障害の早期発見・対応のための助言等を行います。

（３）学校教育の充実

・特別支援学級の児童生徒や通常学級で発達障害等の障害のある児童生徒へきめ細かな対応をするため、教育支援員の配置を進めると同時に、関係機関と連携しながら教職員等の資質の向上も含めた、学校における支援体制の整備・充実を図ります。

※１　ひまわりの利用料の軽減

ひまわりと他の保育園等をあわせて利用している人には、他の保育園の保育料の金額まではひまわりの利用料を減免しております。ひまわりの利用料が他の保育園の保育料を超える場合は、超えた部分の金額が利用料となります。また、すこやか療育支援事業により、利用料の助成もあります。（所得制限あり）

※２　就学教育相談

小学校入学前から中学３年生までの児童生徒と保護者を対象に、学校生活に関する悩みなどの相談に応じ、情報提供をしています。大館市子ども課主催で年４回行われています。

※３　ＬＤ（学習障害）

全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、計算する、または推論する能力の習得と使用に著しい困難を示すもの

※４　ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害）

多動（年齢あるはその子供の精神発達レベルで考えられる以上に動き回る、体のどこかを動かさずにはいられない様子）、衝動性（後先のことを考えずに思ったこと、ひらめいたことをすぐに行動に移してしまいやすいこと）、不注意（興味があること以外で注意集中困難、注意の対象がすぐ変わる、また気が散りやすいこと）この３つの特徴が多かれ少なかれあって、このために社会的に、あるいは学業的、仕事に著しい機能障害があるもの

※５　特別支援教育地域センター

秋田県内１１の小学校内に設置されている特別支援教育全般にわたる相談窓口。大館市では桂城小学校にあり、週３日、特別支援教育アドバイザーが相談に応じている。

２－２　雇用の促進と就労支援の充実

【現状と課題】

現状をみると、障害のある人の就労意欲は高いものの就職状況は非常に厳しいものがあるほか、法定雇用率に達していない企業も依然としてみられます。

障害者雇用促進法の改正により、平成 25 年 4 月から民間企業の法定雇用率が 1.8%から 2.0%に引き上げられました。さらに、平成 30 年 4 月からは、統合失調症など精神に障害がある人の雇用が義務化されることになっています。今後も、障害のある人の就業促進が一層求められるようになります。

【施策の方向性】

障害のある人が働くことよって地域社会で自立し、生きがいを感じながら安心して生活を送ることができるよう、雇用・就業支援の施策の充実を図ります

障害者計画の基本理念である障害のある人が健常者と同様に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の実現には、職業を通じた社会参加が基本となります。障害のある人がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるように支援することが必要です。

一般就労することが困難な障害のある人に対し、就労継続支援事業や地域活動支援センター等を通して、就労機会や生産活動の機会の提供を行うとともに、その内容の充実を図ります。

○大館市の「障害福祉に関するアンケート調査」結果でみると、以下のような状況です。

① 仕事をしているかについて（再掲）

現在、仕事をしているかについて、全体で「仕事をしていない」が 59.6%と最も高く、次いで、「仕事をしている」が 31.9%となっています。

障害種別では、知的障害のある方、精神障害のある方が「仕事をしている」が他の障害のある方と比較して高くなっています。

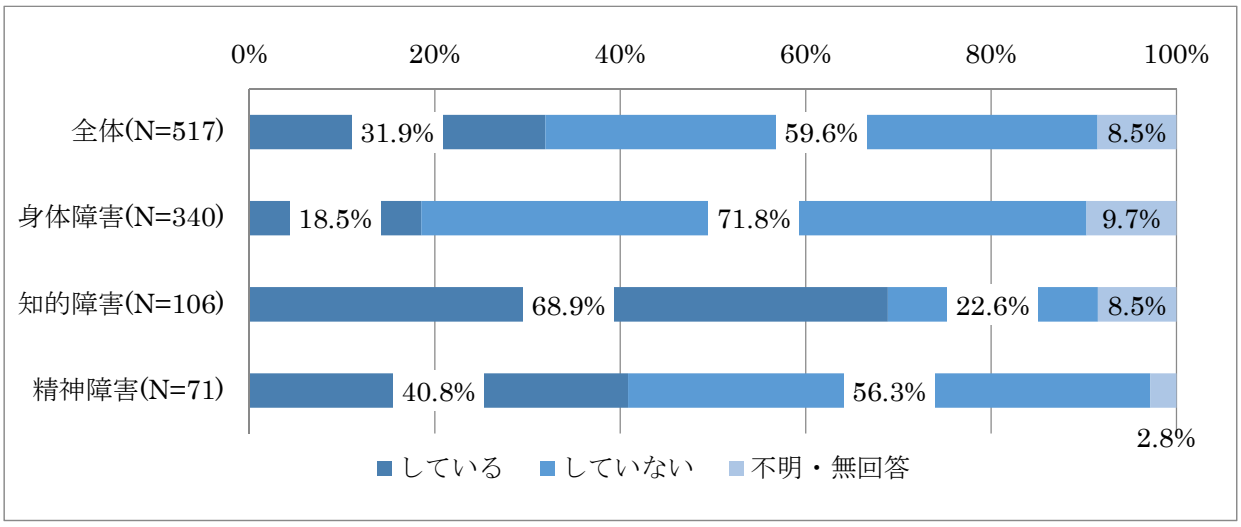

② 就労するにあたり、どのような配慮が必要かについて（再掲）

障害のある方が会社などで就労するにあたり、どのような配慮が必要かについて、全体では「職場内で障害に対する理解があること」が 46.6%と最も高く、次いで「障害の状況にあわせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」が 40.8%となっています。

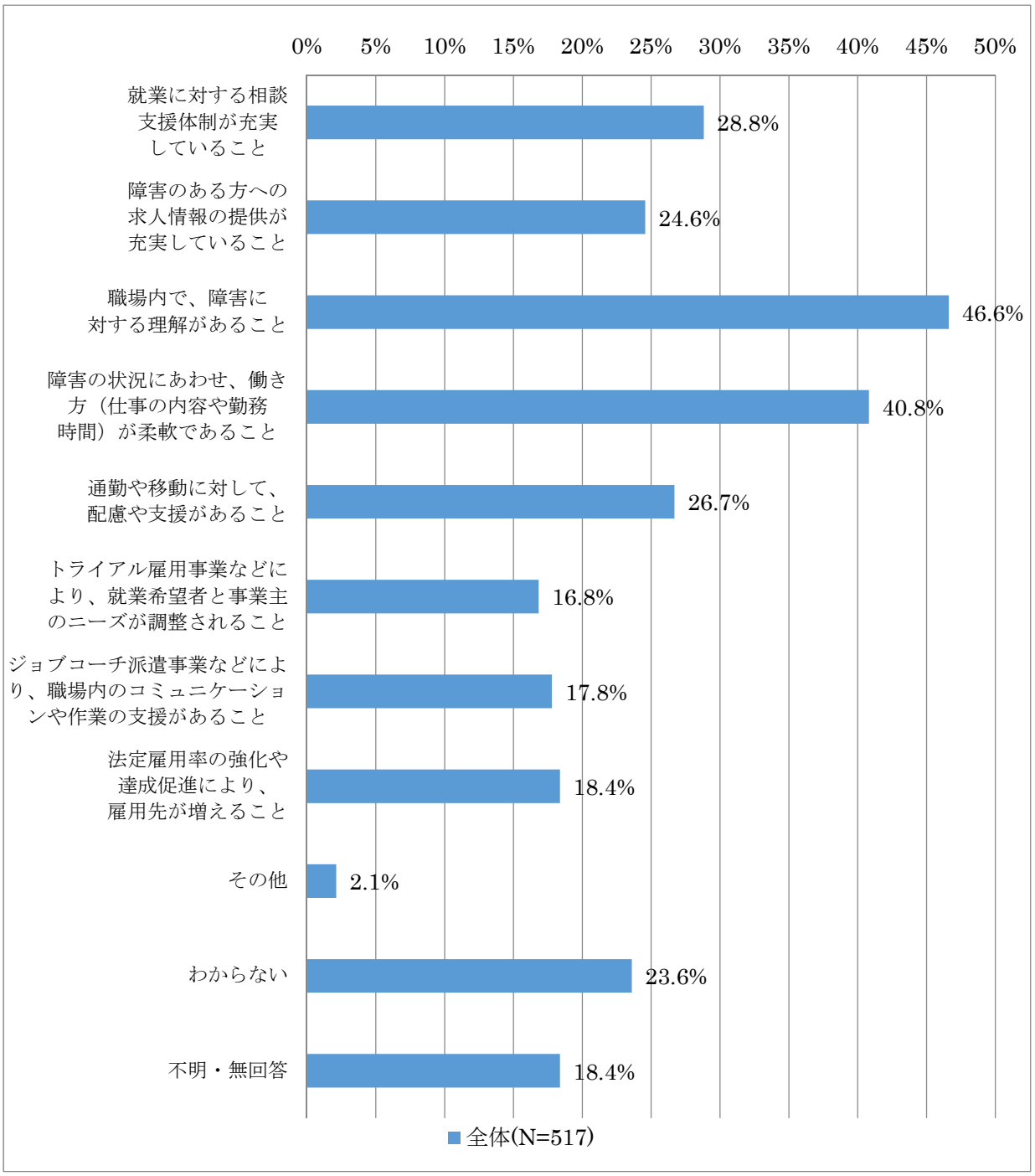

１　民間企業の障害者雇用状況

①　大館公共職業安定所管内（各年６月１日現在）

区分	企業数（社）	常用労働者数（人）	障害者数（人）	実雇用率（%）	雇用率達成企業（社）	雇用率達成企業割合（%）
28 年	72	10,993.0	210.0	1.91	49	68.1
27 年	71	11,071.5	203.0	1.83	50	70.4
26 年	70	10,720.0	179.5	1.67	45	64.3
25 年	74	10,790.0	178.5	1.65	46	62.2
24 年	65	10,262.5	165.5	1.61	40	61.5

（資料：大館公共職業安定所）

②　大館公共職業安定所管内における障害者職業紹介状況

（単位：人）

	種別	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新規求職者数	身体障害者	42	57	38	39	42
	知的障害者	21	27	23	33	27
	精神障害者・その他	28	41	56	56	79
就職者数（図１）	身体障害者	13	21	23	18	29
	知的障害者	12	12	7	12	24
	精神障害者・その他	20	21	31	44	33
新規登録者数	身体障害者	24	30	13	15	11
	知的障害者	10	20	10	20	11
	精神障害者・その他	13	15	25	18	34

（資料：大館公共職業安定所）

◆障害のある人の就職者数は身体、知的、精神ともに増加傾向にあります。また、法定雇用率を達成した企業の割合も年々増加傾向にあります。

図１

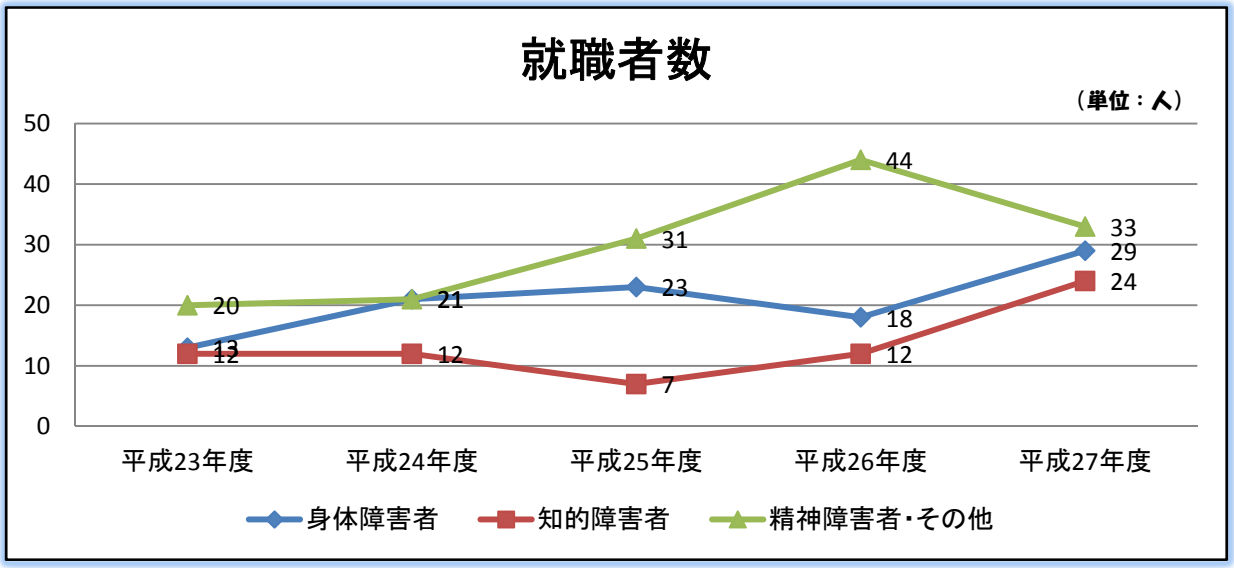

【主な施策】

（１）雇用・就労機会の拡大

・障害のある人が障害のない人とともに働くことができる社会を目指して様々な支援機関が連携し、就労移行支援、就労継続支援の利用とあわせて、障害のある人の雇用の促進を図ります。
・自立支援協議会においては障害者就業・生活支援センターやハローワーク、学校等と連携して情報及び課題の共有を図り、障害のある人の雇用について、企業・事業者の関心や理解を深める活動を継続します。
・比内支援学校と市や障害支援事業所、各企業が協力して、一人ひとりの自立と社会参加に向けて、就業体験や職場実習ができる機会・場の拡充を図ります。

（２）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

・障害者優先調達推進法に基づき、市から障害者就労施設等への積極的な発注を通じて、障害者就労施設で就労する障害のある人の就労の機会の確保と工賃向上による経済的な自立の促進を図ります。
・「大館市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、障害者就労施設等からの提供可能な物品等についての情報収集・発信を行うとともに、障害者就労施設等の製品の販売支援を行います。

（３）地域活動支援センターの運営

・地域活動支援センターに通う障害のある人に対して、創作的・生産活動の機会の提供や社会との交流活動など、社会復帰、自立、社会参加の促進を図ります。

（４）障害者雇用の推進

・障害者雇用率制度に基づき、事業主（市）として雇用義務を履行し、障害のある人の就労機会の拡大を図ります。

秋田県北障害者就業・生活支援センター

障害のある人たちが、身近な地域で安心して職業生活を送れるようハローワーク・障害者職業センターなどの関係機関と協力して、就業及び生活上のサポートを総合的に行います。

【対象となる方】

・大館市、鹿角市、小坂町にお住いの方で原則、障害者手帳をお持ちの方

＜就業面での支援＞

○就業に関する相談支援

・就職に向けた準備支援
（職業準備訓練、職場実習あっせん）

・就職活動の支援

・職場定着に向けた支援

○障害のある人それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言

○関係機関との連絡調整

＜生活面での支援＞

○日常生活・地域生活に関する助言

・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言

・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

○関係機関との連絡調整

〒０１７－０８４５
大館市泉町９番１９号
秋田県北障害者就業・生活支援センター
TEL　０１８６－５７－８２２５
FAX　０１８６－５７－８２２６

案　内　図

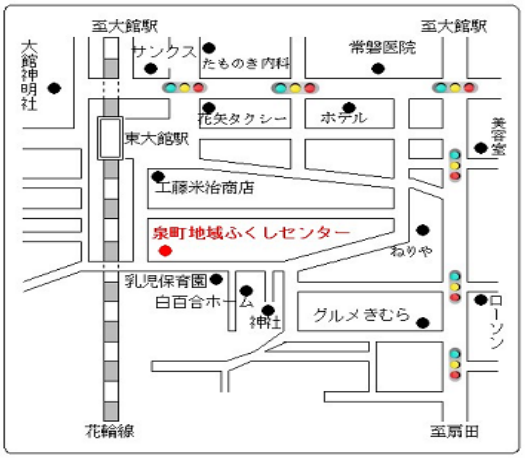

大館公共職業安定所（ハローワーク大館）

～障害者を雇用する場合に活用できる支援制度について～

①障害者トライアル雇用制度

障害者雇用の経験が少ない事業主は、障害者に関する知識や経験に乏しいことから、障害者雇用に取り組む意欲があって雇入れることに躊躇する面もあります。そこで、障害のある人を短期の試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、事業主の障害者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進することを目的とする制度です。

トライアル雇用の期間は原則として３ヶ月間で、ハローワークの職業紹介により、事業主と障害者との間で有期雇用契約を結びます。

事業主にはトライアル雇用期間中に一定の奨励金が支給されます。

②特定求職者雇用開発助成金

事業主に対して、経済的負担の軽減などのため、雇用した障害のある人の賃金の助成措置を行うものです。ハローワークや紹介事業者の紹介により障害のある人を雇い入れた事業主に、その賃金の一部を支給する制度です。

～ジョブコーチによる支援制度について～

障害のある人が円滑に職場に適応することができるよう、ジョブコーチが事業所に出向き、様々に支援を行う制度があります。

支援期間や支援制度は課題に応じ個別に設定しますが、標準的な支援期間は３ヶ月程度です。

地域障害者職業センターに所属するジョブコーチ（配置型ジョブコーチ）と社会福祉法人などに所属するジョブコーチ（第１号職場適応援助者）が各地域に配置されており、必要に応じて両者が連携して支援を行います。

大館公共職業安定所
（ハローワーク大館）
〒０１７－００４６
大館市清水１丁目５－２０
ＴＥＬ　０１８６－４２－２５３１
ＦＡＸ　０１８６－４９－４００７

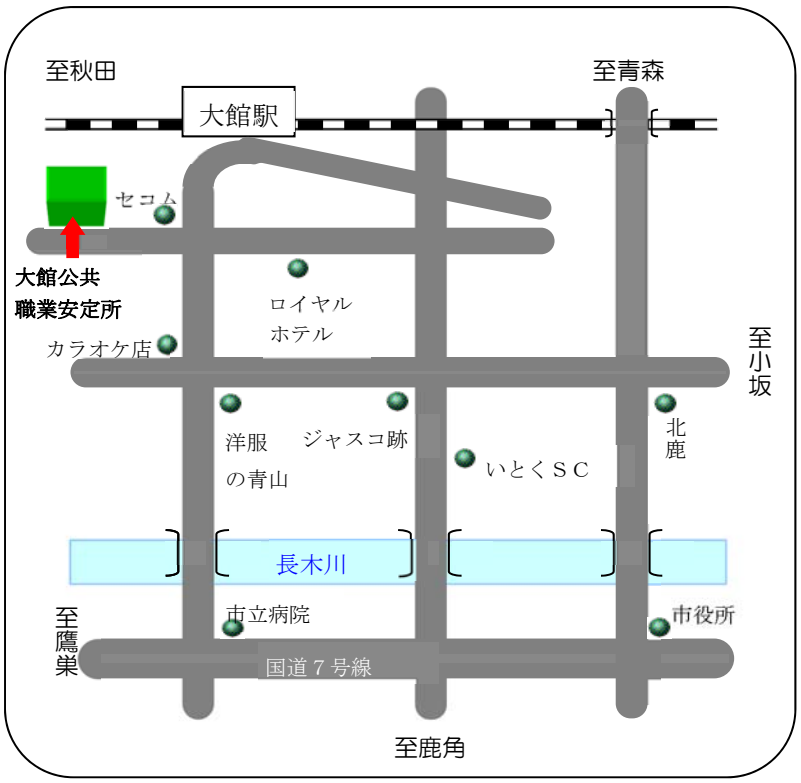

２－３　スポーツ・文化芸術活動の振興

【現状と課題】

本市では、障害のある人を対象にグラウンドゴルフ・卓球バレー・ボッチャ等のスポーツ大会や室内レクリエーション、週２回の割合でいきいき健康教室・音はともだち教室・粘土教室等の文化芸術活動を行っています。

障害者週間には、秋田市で開催される「心いきいき芸術文化祭」へ、毎年絵画などの作品を出展しています。９月には、秋田県障害者スポーツ大会が開催され、毎年 20 名以上の方が参加しています。毎年 10 月に開催されるボランティアフェスティバルにおいて、障害者の社会参加と地域住民との交流を図っています。

【施策の方向性】

障害のある人や障害のある子どもが、さまざまなスポーツや文化活動の参加を通して、自己の能力開発や生きがいのある豊かな生活が送れるよう、スポーツ・文化芸術活動の振興を図ります。

○大館市の「障害福祉に関するアンケート調査」結果でみると、以下のような状況です。

① 地域の行事や活動への参加について（再掲）

最近１年間の地域の行事や活動への参加については、「参加していない」が 56.7%、何らかの行事・活動に参加された方が 39.4%（「参加していない」「不明・無回答」を除く。）となっています。行事・活動の内容としては、「障害者団体の集会・活動」が 13.7%と最も高く、次いで「自治会活動・祭りなどの地域の活動」が 11.2%となっています。

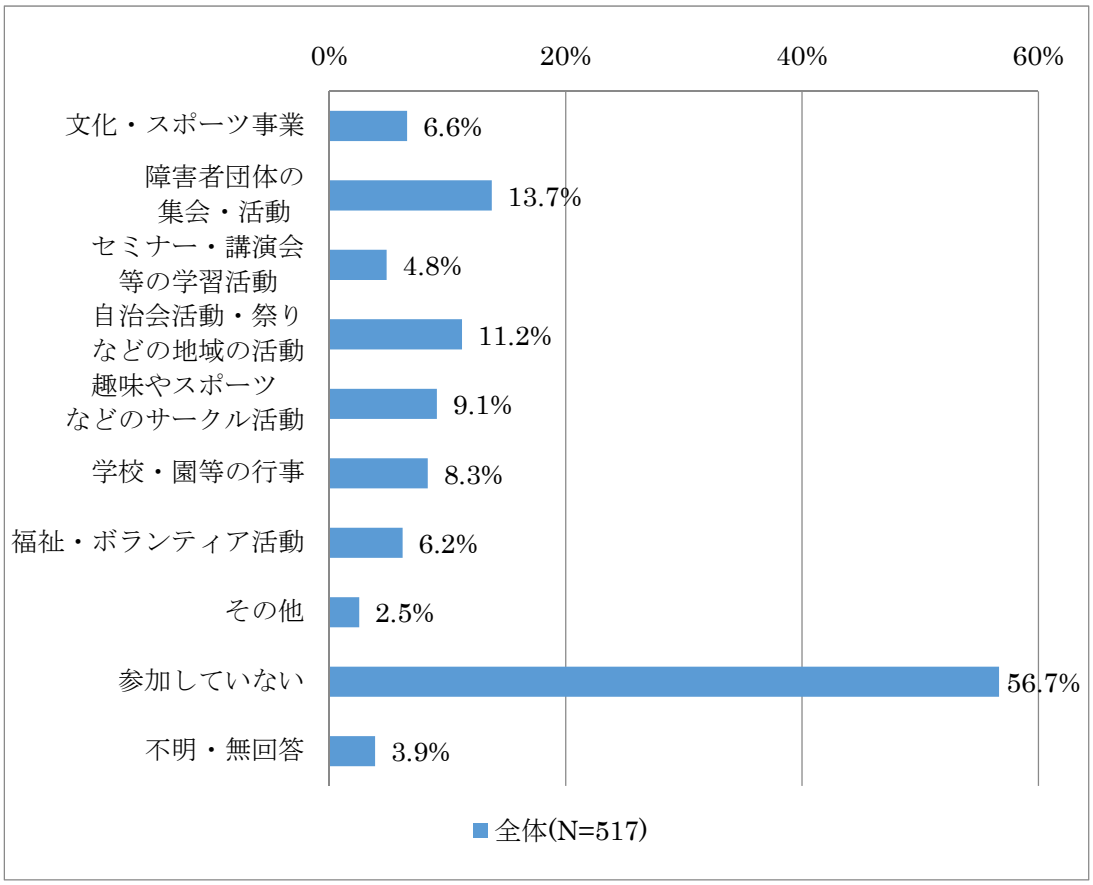

② どのような行事や活動に参加したいかについて（再掲）

今後どのような行事や活動に参加したいかについては、何らかの行事・活動に参加したいと考える方が 48.5%（「参加したいと思わない」「不明・無回答」を除く。）、「参加したいと思わない」が 45.1%となっています。行事・活動の内容としては、「趣味やスポーツなどのサークル活動」が最も高く、次いで「障害者団体の集会・活動」が 13.2%となっています。

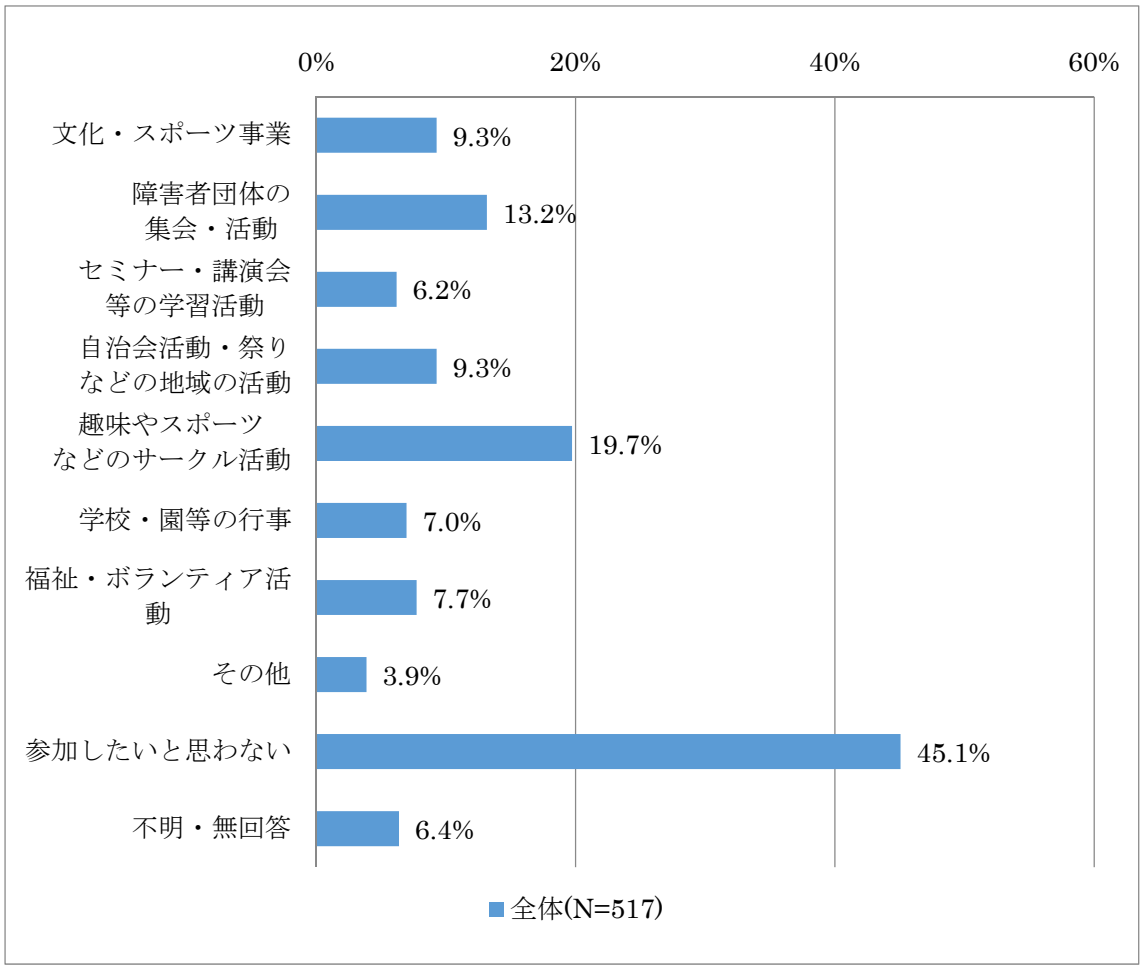

【主な施策】

（１）スポーツ・文化芸術活動の振興

・各種障害者者スポーツ大会（グラウンドゴルフ大会、卓球バレー大会、ボッチャ大会）を開催するとともに県障害者スポーツ大会や大館鹿角地区障害者スポーツ教室の参加を支援します。

・障害のある人の芸術文化活動への意欲の向上と市民への障害に対する理解を深めるため、県や関係団体等と連携しながら、芸術文化活動の成果を発表する機会と展示する場の充実を図ります。

（２）移動支援の充実

・屋外での移動が困難な障害のある人の余暇活動・社会参加のための外出支援を行います。

・重度障害者（児）が行事への参加や通院などタクシーを利用する場合又は自家用車を利用する場合、その経費の一部を助成します。

・障害のある人の自動車利用を支援するため、自動車改造費及び自動車運転免許取得の助成、自動車税・自動車取得税の減免措置に係る証明書の発行を行います。
・障害のある人の移動支援としてのＪＲ・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金等の各種割引制度等の周知と利用の促進を図ります。

（３）障害者団体等の活動支援

・身体障害者協会連合会、手をつなぐ育成会、難病連、ボランティア団体などの地域の社会福祉活動を支援し、各団体等からの意見・要望等を障害福祉施策に反映させるよう努めます。

ポコラート　アキタ

ポコラート　アキタは、障がいのある人、そのご家族や支援者、芸術活動に興味がある方々と、芸術活動支援を通して関わっていきながら、秋田県全域のネットワークをつくり、人々が出会い相互に影響し合う場をつくっていきます。

＜事業内容＞

１　相談窓口

芸術活動に関して障がいのある人や、そのご家族、支援者の相談を受け付けます。

２　研修事業

アーティストが障がいのある人、支援者と共に行うワークショップと専門家による支援者に向けた研修会を行います。

３　ネットワークの構築

秋田県内の事業所や特別支援学校、病院、各種関係機関と連携し、障がいのある人の芸術活動に関するネットワークを構築します。

４　展覧会の開催

作品を鑑賞する機会をつくり、新たな可能性や価値観に出会える場をつくっていきます。

運営：特定非営利活動法人アート NPO ゼロダテ
〒017-0841　大館市字大町９
（ゼロダテアートセンター内）
TEL・FAX:050-3332-3819

～とっと工房でのワークショップの一コマ～

つくることを楽しみましょう！

３　共に支え合い助け合う地域づくりのために

障害のある人が障害のない人と同じように地域社会でいきいきとした自立生活を送り、自分の意思で自由に移動し、積極的に社会活動に参加することが普通であるというノーマライゼーション理念の実現を目指して、安全に安心して生活ができる住環境の整備を推進します。

３－１　生活環境の整備

【現状と課題】

本市では、福祉施設及び学校施設のバリアフリー化や、冬期間の除雪体制の充実強化を進めていますが、駅や商店街、病院等の周辺及びこれらの施設間において、車いす（電動車いすを含む）の利用者や視覚障害者などの方々が安心して通行できるよう、十分な幅員が確保された歩道等の整備、歩道段差・勾配等の改善、無電柱化、自転車駐輪場の整備による空間の確保、視覚障害者誘導用ブロックの整備などを推進する必要があります。

また、駅構内や病院など、公共的施設のバリアフリー化やノンステップバスの導入等を進めるなど、歩行空間等の整備を推進し、障害がある人を含むすべての人々が、安全で快適な生活を営むことができる社会の実現へ向け、整備を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

障害のある人が、地域でいきいきとした自立生活と積極的に社会参加できるよう、様々な障壁を取り除き、移動や施設利用における利便性の向上を図ります。そして、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、引き続きバリアフリー化を推進していきます。

○大館市の「障害福祉に関するアンケート調査」結果でみると、以下のような状況です。

① 現在のくらしについて（再掲）

現在どのように暮らしているかについて、全体では「家族と一緒に暮らしている」が 75.8%と最も多く、「一人で暮らしている」が 13.5%と続いています。

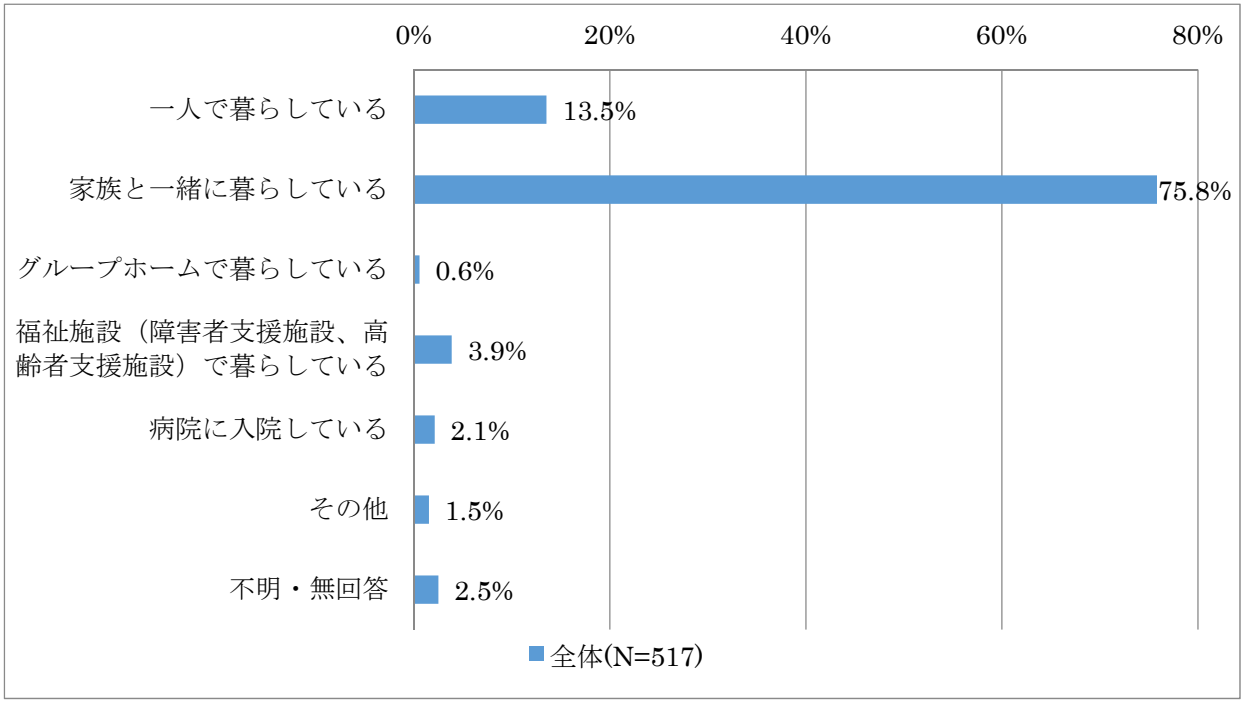

② 今後の暮らしについて（再掲）

今後どのように暮らしたいかについて、全体では「今のまま生活したい」が 56.1%と最も多く、次いで「家族と一緒に暮らしたい」が 25.0%となっています。

障害種別でも、「今のまま生活したい」が最も高くなっています。

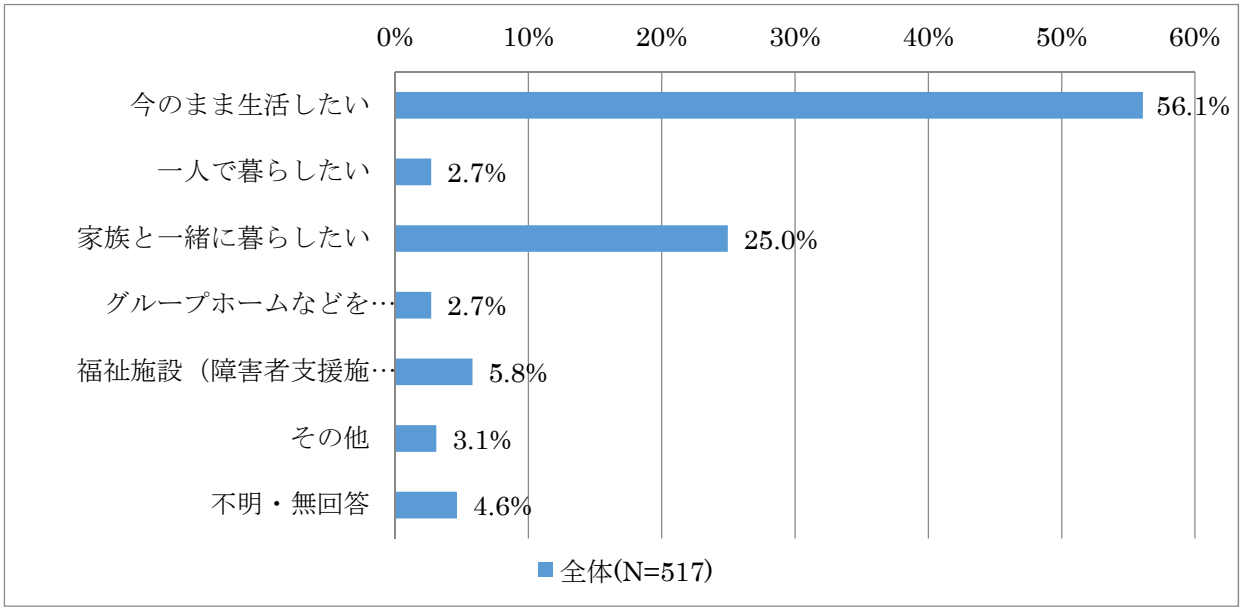

③　外出について（再掲）

どのくらいの頻度で外出しているかについては「週に４日以上」が最も多く、次いで「週に２～３日」が 19.5%、「月に２・３日」が 10.6%と続いています。
障害種別でも、いずれも「週４日以上が」最も高くなっています。

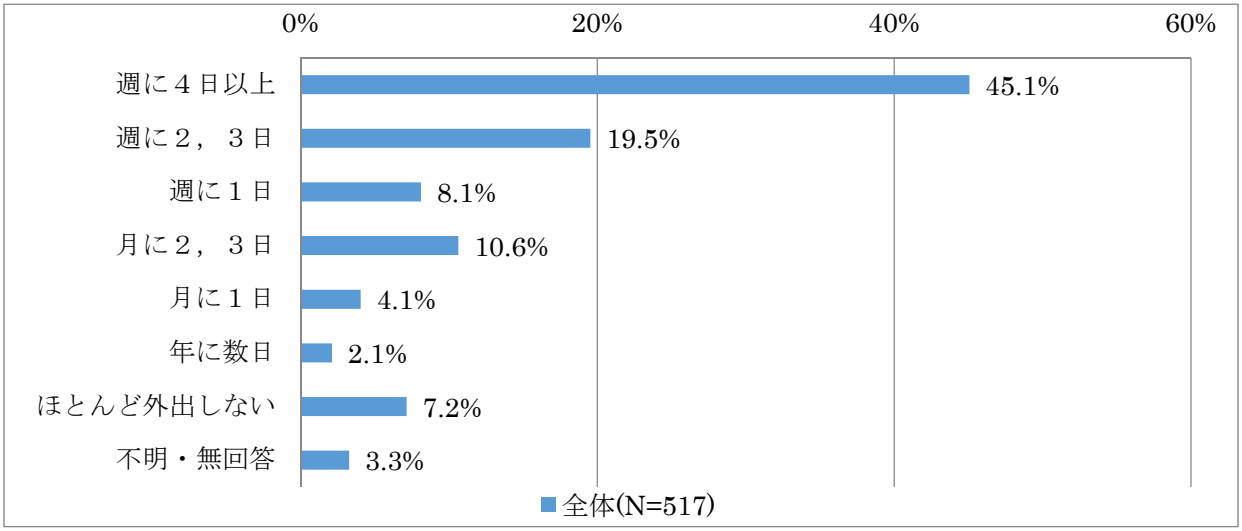

④　外出するときの交通手段について（再掲）

外出するときの主な交通手段については「自家用車（本人または家族の運転）」が 54.7%と最も高く、「徒歩」25.9%、「バス・電車」が 25.0%と続いています。
障害種別でも、いずれも「自家用車（本人または家族の運転）」が最も高くなっています。

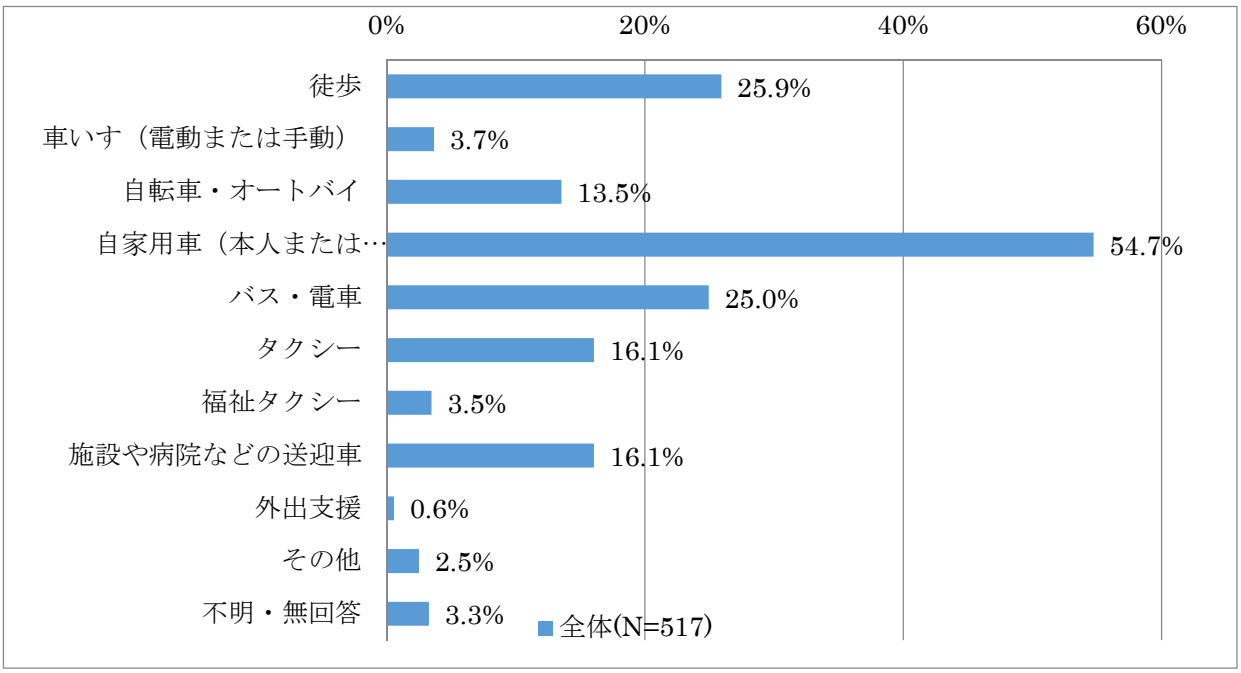

⑤　外出するために必要な整備・援助について（再掲）

外出するために必要な整備・援助については、「特にない」が 41.1%と最も高くなっています。次いで、「タクシー代・バス乗車券の補助」が 24.0%となっています。

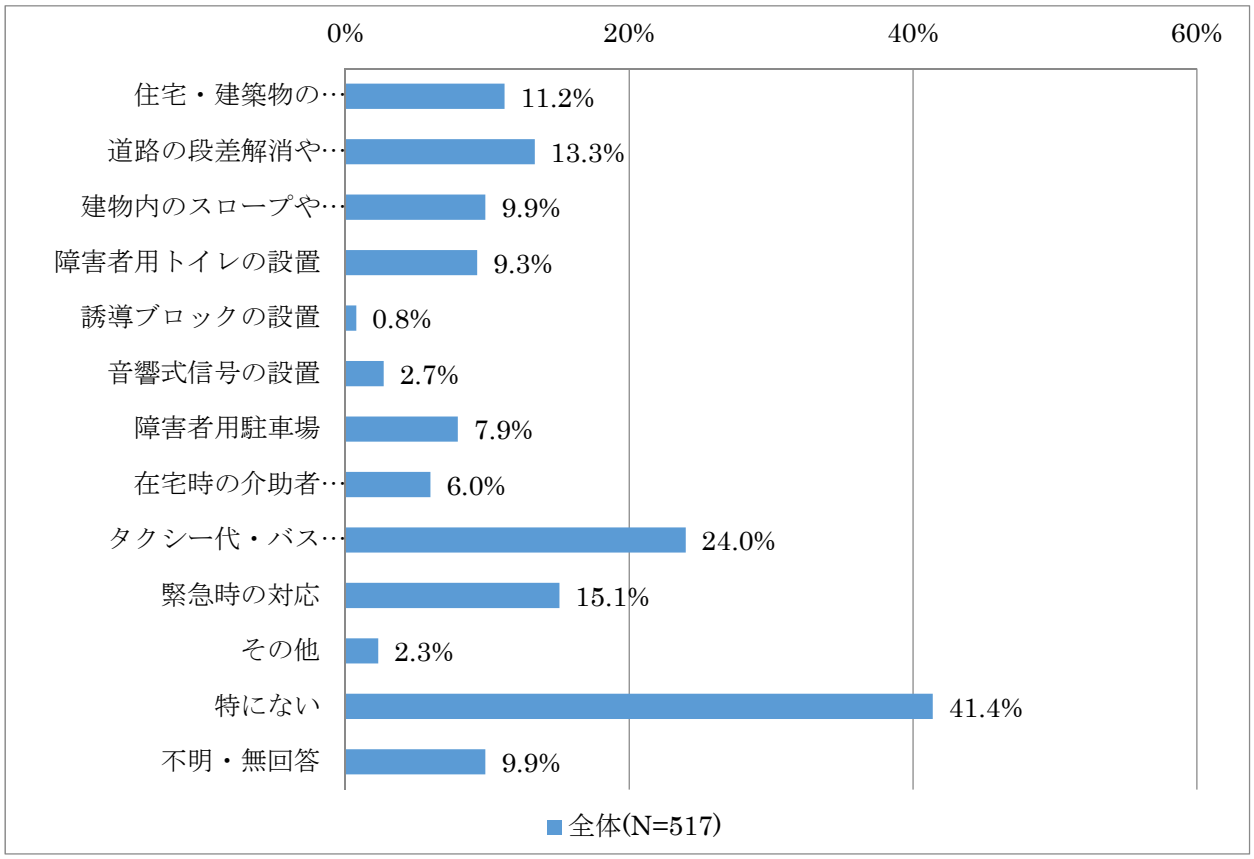

◇大館市公共施設のバリアフリー化の状況（公共施設１２２施設を対象）

（平成２８年４月１日現在）

項　　目	件　数	割　合
①　６項目クリア（②対象施設を含む）	１１	９．０％
②　３項目クリア（①対象施設を含む）	３１	２５．４％

○平成 28 年度公共施設等のバリアフリー化の状況に関する調査結果によりますと秋田県内のバリアフリー化率は、※1 6 項目クリアが 22.0%、※2 ３項目クリアが 35.3%となっております。

○大館市の公共施設等のバリアフリー化率は県平均に満たず、６項目クリアが 9.0%、３項目クリアが 25.4%という状態です。

※１　秋田県バリアフリー条例におけるバリアフリー化率算出の評価項目のうち、指定の６項目（「車いす専用駐車場」「スロープ」、「手すり付き洋式便器」、「手すり付き小便器」、「車いす用トイレ」、「階段の手すり」）が整備されている施設

※２　秋田県バリアフリー条例におけるバリアフリー化率算出の評価項目のうち、指定の３項目（「車いす専用駐車場」、「スロープ」、「車いす用トイレ」）が整備されている施設

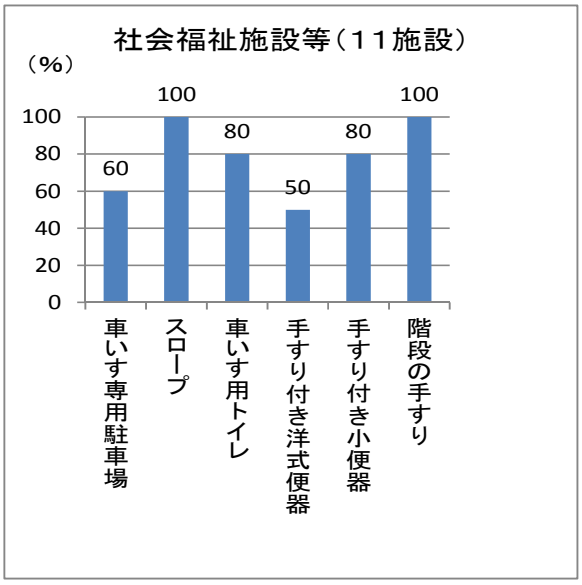
社会福祉施設等（11施設）
（%）
100
80
60
40
20
0
60
100
80
50
80
100
車いす専用駐車場
スロープ
車いす用トイレ
手すり付き洋式便器
手すり付き小便器
階段の手すり

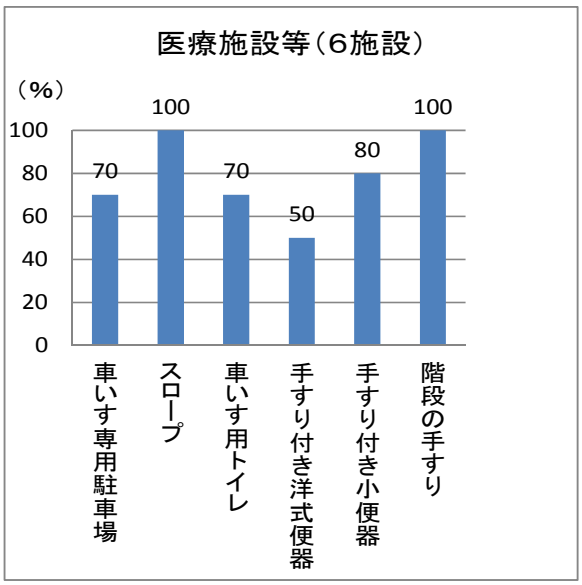
医療施設等（6施設）
（%）
100
80
60
40
20
0
70
100
70
50
80
100
車いす専用駐車場
スロープ
車いす用トイレ
手すり付き洋式便器
手すり付き小便器
階段の手すり

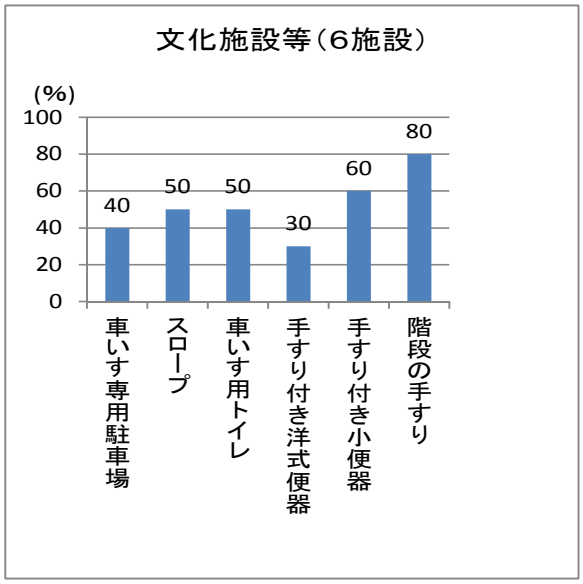
文化施設等（6施設）
(%)
100
80
60
40
20
0
40
50
50
30
60
80
車いす専用駐車場
スロープ
車いす用トイレ
手すり付き洋式便器
手すり付き小便器
階段の手すり

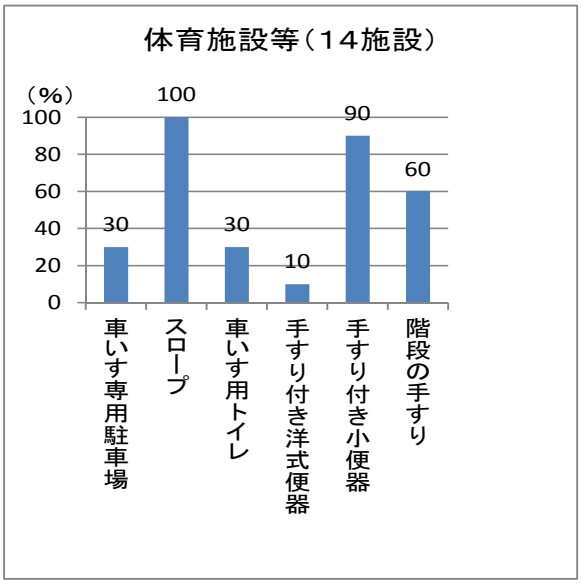
体育施設等（14施設）
（%）
100
80
60
40
20
0
30
100
30
10
90
60
車いす専用駐車場
スロープ
車いす用トイレ
手すり付き洋式便器
手すり付き小便器
階段の手すり

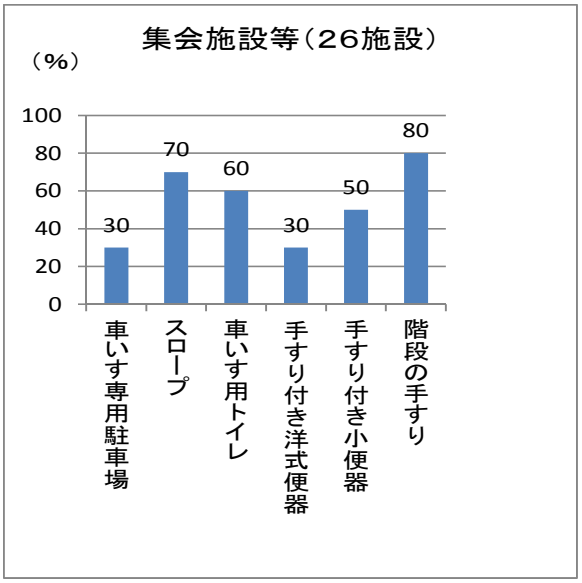
集会施設等（26施設）
（%）
100
80
60
40
20
0
30
70
60
30
50
80
車いす専用駐車場
スロープ
車いす用トイレ
手すり付き洋式便器
手すり付き小便器
階段の手すり

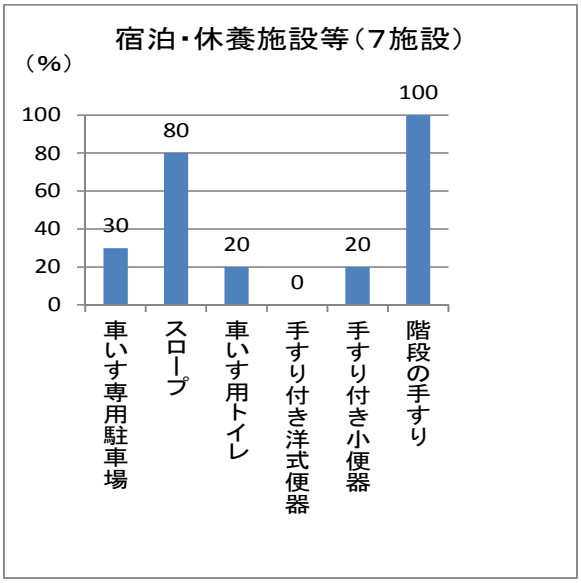
宿泊・休養施設等（7施設）
（%）
100
80
60
40
20
0
30
80
20
0
20
100
車いす専用駐車場
スロープ
車いす用トイレ
手すり付き洋式便器
手すり付き小便器
階段の手すり

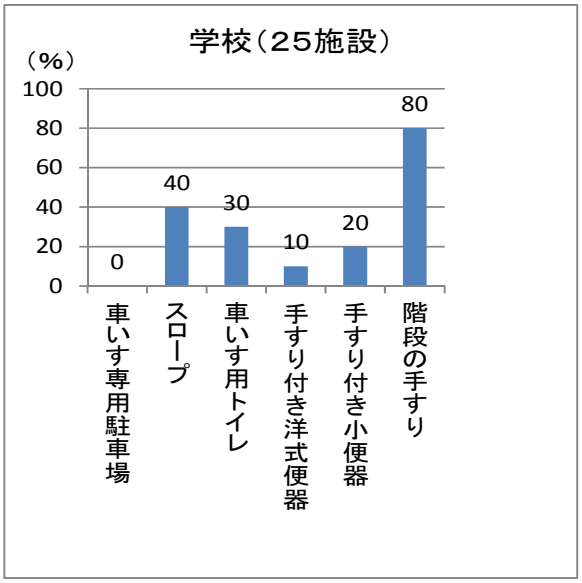

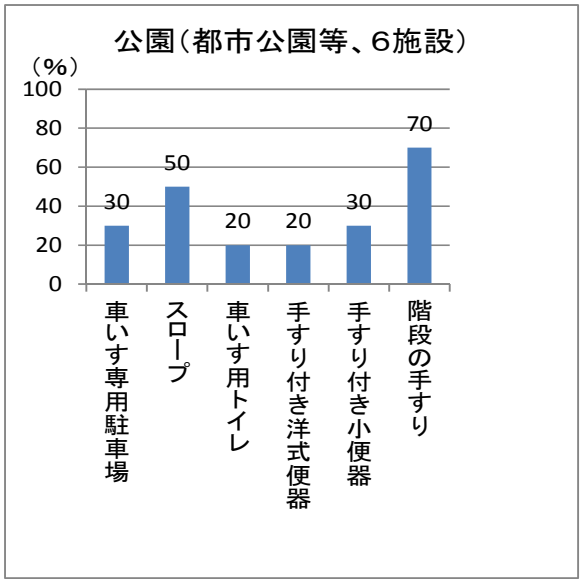

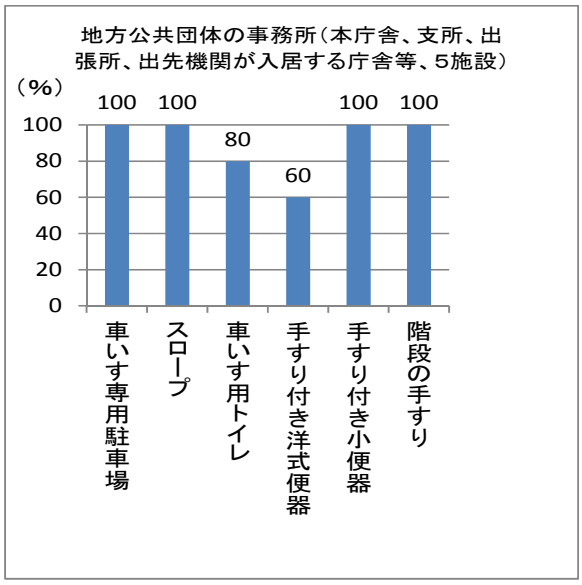

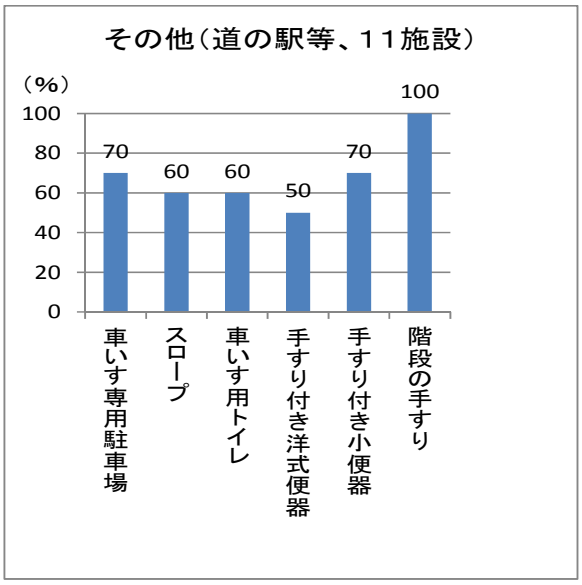

【主な施策】

（１）公共施設のバリアフリー化

・公共施設の建設に当たっては、秋田県バリアフリー条例に基づき、誰もが安全・安心・快適に利用できるよう、施設の整備を進めます。

（２）住宅・住環境の整備

・市営住宅等の建替えに当たっては、障害のある人や高齢者等が安全で安心して居住できるよう必要な整備を進めます。

・障害のある人が安全に、安心して移動できるよう、危険個所の改善、歩道の整備、視覚障害者用誘導ブロックの設置など市道の整備を推進します。

（３）公園等の整備

・公園等の整備、遊具の安全性の確保を行うとともに、必要な修繕を支援しながら、市民の安らぎとなる生活空間づくりを進めます。

（４）心身障害者居室整備資金貸付制度の活用

・心身障害者居室整備資金貸付制度の周知と活用促進を図り、居住環境の改善を支援します。

（５）移動支援の充実

・障害のある人の外出・社会参加を促進するための各種サービスの確保・充実を図ります。
◇移動支援事業　◇同行援護事業　◇タクシー券・ガソリン助成券の交付

３－２　情報・コミュニケーションの支援

【現状と課題】

より多くの新しい情報を市民に提供するため毎月１日に「広報おおだて」を発行しています。

また、視覚に障害のある人には「点字広報」やボランティアグループの協力によりＣＤ（声）の広報、市議会だよりを発行しています。

聴覚や音声・言語に障害がある人たちは、手話や筆記によるコミュニケーションが主になるため、迅速な意思疎通が困難な状況にあります。

【施策の方向性】

インターネットや携帯電話の普及により、情報の収集や意思疎通の手段は多様化しています。障害のある人が、円滑に情報の入手・利用し、コミュニケーションを行うことができるよう、障害の特性に応じた情報提供・方法について改善し、充実を図ります。

◇社会参加促進事業の実績（再掲）

事業名＼年度		平　成 25 年度	平　成 26 年度	平　成 27 年度
点字・声の広報等発行事業	点字広報（発行回数）	6	6	6
	声の広報（発行回数）	16	16	16
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成講座（開催回数）	25	21	25

◇意思疎通支援事業の実績（再掲）

項目＼年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
手話通訳者利用（件数）	47	27	106
要約筆記者利用（件数）	0	0	0

◇手話奉仕員養成研修事業の実績（再掲）

項目＼年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
手話奉仕員養成講習修了者数（人／年）	14	14	9

【主な施策】

（１）情報提供の充実

・各種の障害福祉サービスをまとめた冊子（障害福祉のしおり）の内容を広報紙や市ホームページに掲載し、サービスの周知を図るとともに、新規に障害者手帳を取得する人にも制度、各種サービス、相談先など必要な情報をわかりやく提供をします。

・声の広報の発行については、ボランティア（大館市朗読ボランティア麦の会）の協力を得ながら、希望者へＣＤ版を配布しています。
今後も情報を必要とする人に対して、適切に情報が得られるよう、障害のある人に配慮した情報の発信を推進します。

（２）情報・意思疎通の支援の充実

・聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害のある人のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業の充実を図ります。

（３）手話奉仕員養成講習会の開催

・障害や聴覚に障害のある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する。

３－３　安全・安心まちづくりの推進

【現状と課題】

本市では、障害のある人に対し、障害者用電話・ファックス・火災警報器・自動消火器など防災関係の日常生活用具を給付、貸付けしています。一人暮らしの老人や重度身体障害者世帯には、緊急時外部に救助を求めることができるように、専用の通報機器（緊急通報装置）を給付、貸与し災害や犯罪に備えています。

災害発生時の迅速な情報収集と適切な対応を目的として、公用車に防災行政無線を整備しています。また、「災害発生時における大館市職員の緊急対応マニュアル」を作成し、災害発生時における市職員の出動体制や対応等を定め職員に周知しているほか、市内全世帯に「防災マップ」等を配布し、災害時の避難場所や被災時の対応、日頃の備え、地域の自主防災組織の重要性、市の防災体制等について周知を図っています。

このほか、災害情報などをリアルタイムで携帯電話などに送信する緊急時情報一斉配信システムへの登録を進めるほか、災害時要支援者システムを活用し、災害時の避難指示などの迅速な情報伝達や日常の安否確認なども実施していきます。

【施策の方向性】

アンケート調査結果では、災害時における避難、支援について不安を抱える障害のある人の割合が多数占めています。引き続き安全で安心なまちづくりを推進するため、行政と地域が一体となって日頃から災害弱者の状況把握に努め、災害時に迅速な対応ができるよう、支援体制を強化します。

○大館市の「障害福祉に関するアンケート調査」結果でみると、以下のような状況です。

① 災害時の避難について（再掲）

火事や地震等の災害時に一人で避難できるかについて、全体では「できる」36.6%「できない」33.5%となっています。障害種別では、身体障害のある方、精神障害のある方が「できる」、知的障害のある方が「できない」の割合が高くなっています。

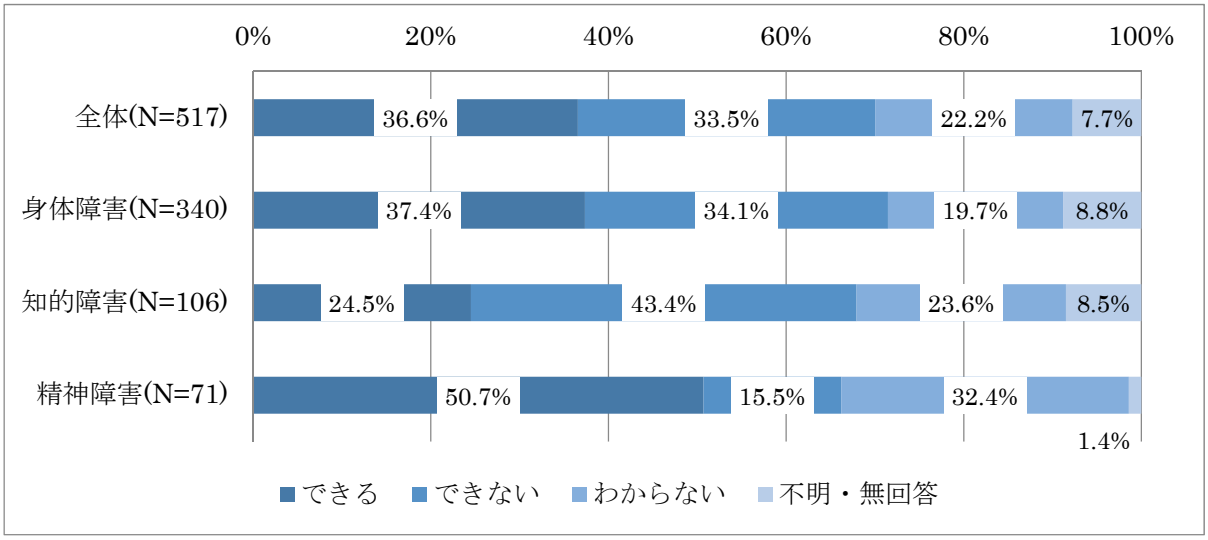

② 災害時の支援者について（再掲）

災害時に家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますかについて、全体では「いない」が 34.6%、次いで「わからない」30.9%、「いる」が 25.9%となっています。

障害者別では、いずれも「いない」「わからない」の割合が高くなっています。

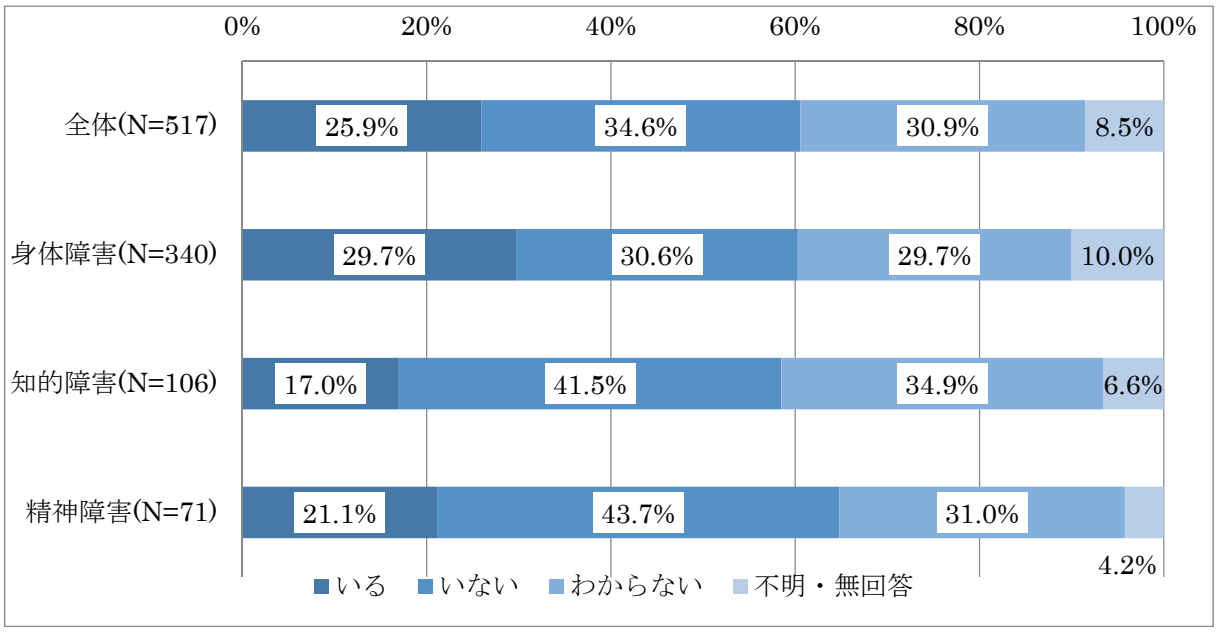

③ 避難先での支援について（再掲）

災害時に、避難場所などで具体的に困ると思われることについて、全体では「トイレのこと」が 59.0%と最も高く、次いで「薬や医療のこと」が 52.6%となっています。

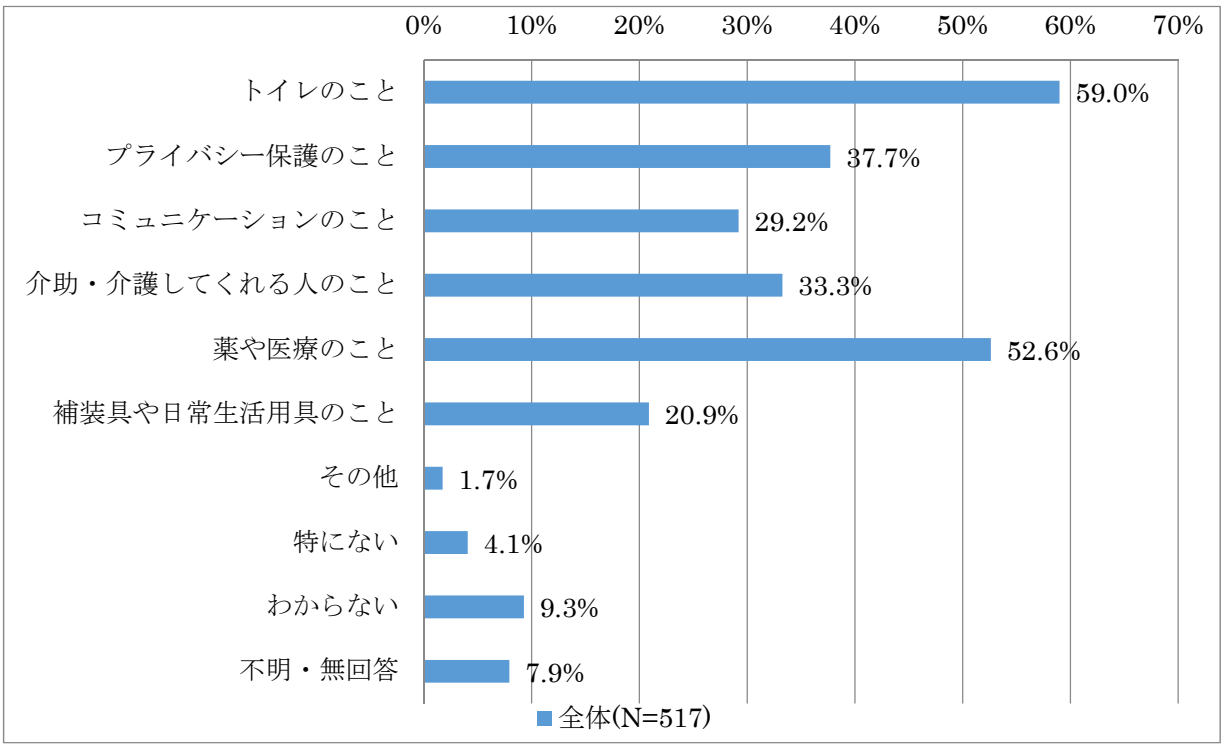

【主な施策】

（１）災害時要支援者対策

・障害のある人や高齢者などの災害弱者の生活状況等を一番把握しているのは、民生委員や町内会などの地域住民であり、災害発生時救援が来るまでに間、域住民が一丸となって災害弱者を避難誘導、救出・救助できるように、地域福祉ネットワークを整備し、地域の防災体制の確立を図ります。

（２）災害時要支援者システムの活用

・災害時要支援者システムを活用し、平時から災害弱者の状況の把握に努め、有事に迅速な対応ができるよう、体制の充実を図ります。

（３）福祉避難所の整備

・避難所のバリアフリー化を推進し、福祉避難所において障害のある人が、障害の特性に応じた福祉サービスを受けることができるよう体制の整備を図ります。

図７　災害時要支援者システムの概要

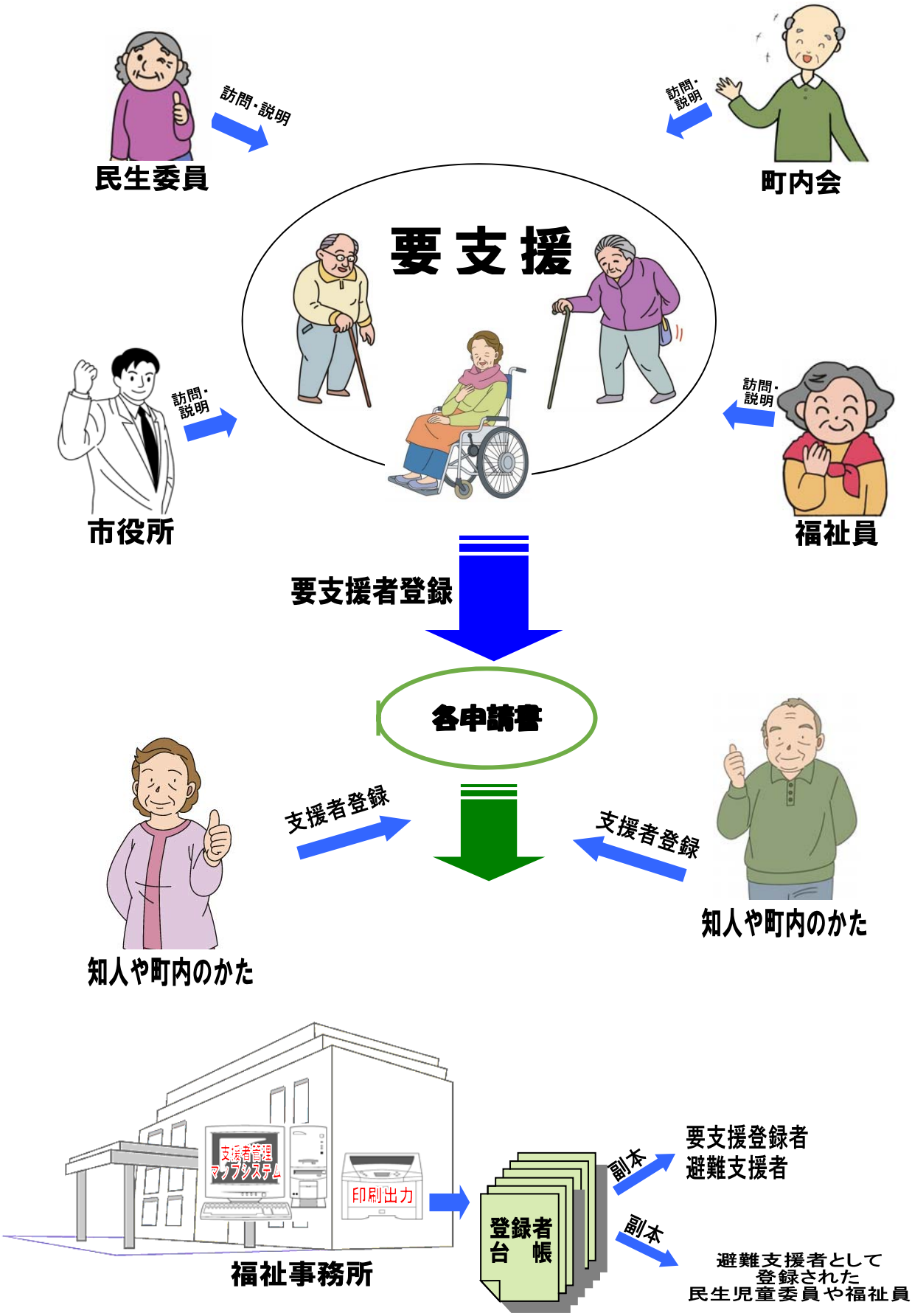

災害発生時の対応

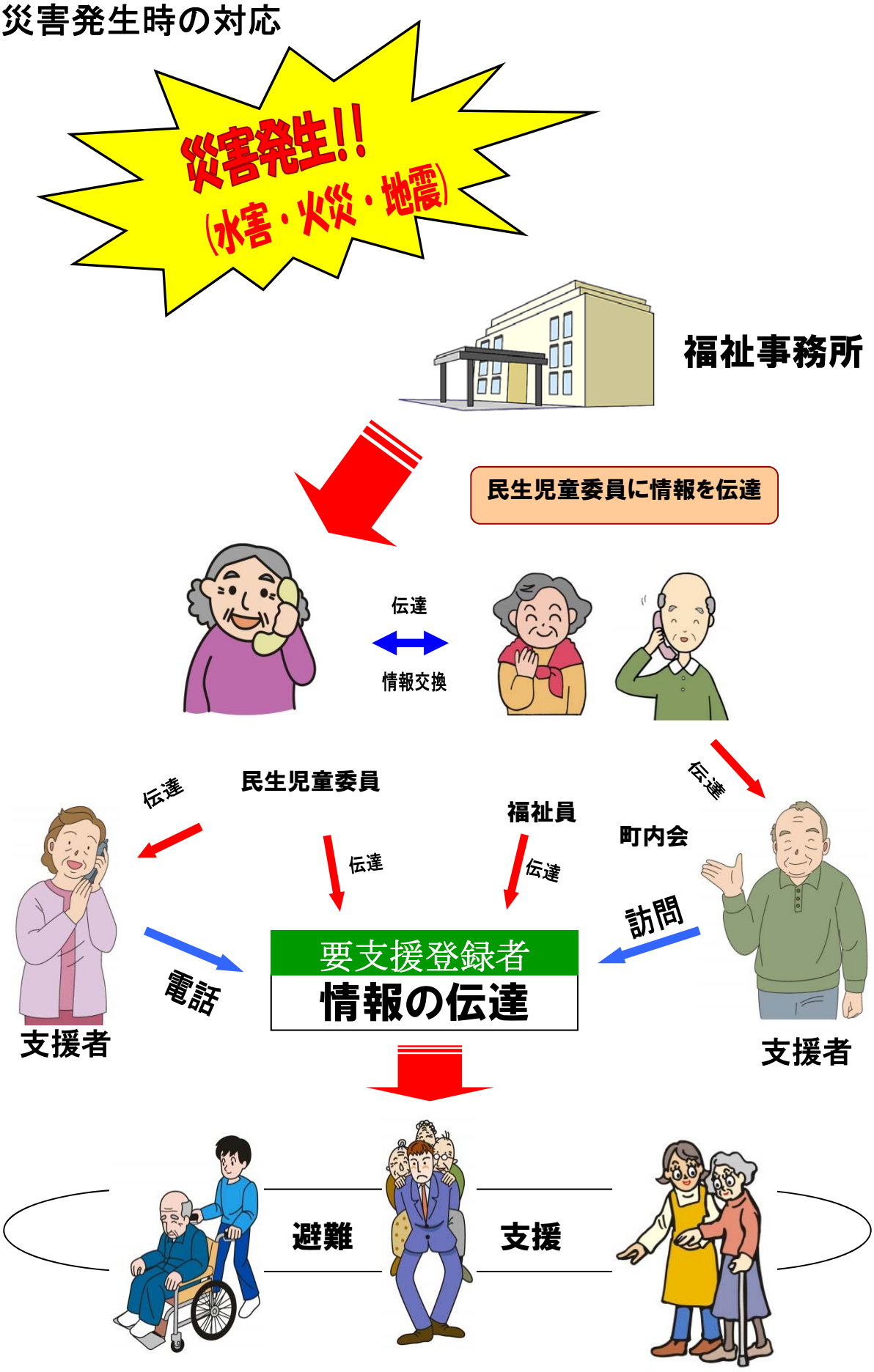
災害発生!!
(水害・火災・地震)
福祉事務所
民生児童委員に情報を伝達
伝達
情報交換
伝達
民生児童委員
福祉員
町内会
伝達
伝達
伝達
訪問
電話
要支援登録者
情報の伝達
支援者
支援者
避難
支援

３－４　行政サービス等における配慮

【現状と課題】

障害者差別解消法では、地方公共団体おいては、職員が適切に対応できるようにするため「職員対応要領」を定めるように努めるものとされており、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を行っていくことが必要です。

【施策の方向性】

障害のある人がそれぞれの障害の特性に応じた適切な配慮を受けることができるよう、合理的配慮の提供等について、市職員等を対象とした研修を実施し、行政機関の職員等における障害のある人への理解の促進を図ります。

【主な施策】

（１）市役所における配慮及び障害者理解の促進等（再掲）

・国の基本方針や国の行政機関等が作成する対応要領を参考にしながら、職員対応要領を作成し、職員が適切に対応できるよう、合理的配慮の具体的な好事例を示しながら、差別の解消を推進します。

◇障害を理由とする差別の解消の推進に関する大館市職員対応要領

（２）選挙における配慮

・仮設スロープの設置による投票所の段差解消（投票所のバリアフリー化）、車いすのまま投票できる低い投票台の設置など障害のある人の利用に配慮した投票環境の向上を図ります。

○代表的な合理的配慮の例

・駐車スペースを施設近くにする（来庁者数に応じて施設に近い一般車両区画も障害者用とする）
・段差がある場合に補助する（キャスター上げ、携帯スロープなど）
・高いところにある資料を取って渡す、資料を押えて見やすいように補助する
・順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の理解を得た上で手続き順を変更する
・会場の座席など、障害者の特性に応じた位置取りにする
・疲労や緊張などに配慮し別室や休憩スペースを設ける
・筆談、読み上げ、手話などを用いる
・案内の際、歩く速度を障害者に合わせる
・書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする
・ホームページなど外部情報の発信の際、動画に字幕（文字情報）、テキストを付す

参考：内閣府（合理的配慮等具体例データ集）